

厚 生 委 員 会

平成 2 7 年 3 月 1 1 日 (水)

## 厚生委員会

日 時 平成27年3月11日(水) 午前10時00分開会—午後4時9分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、竹内副委員長、田島、竹原、出口、中原  
奥野議長、小川副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 道工、反保、辻下、豊国

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長  
保井まちづくり戦略室長、古橋しあわせ創造部長  
古谷総務部長、四至本財政改革部長、  
岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事  
串山しあわせ創造部理事、竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長  
阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長、波戸元しあわせ創造部住民生活課長  
松井しあわせ創造部保険年金課長、池下しあわせ創造部高齢福祉課長  
立石しあわせ創造部多奈川保育所長、門前保健センター所長  
松下しあわせ創造部地域福祉課主幹兼係長、橋野しあわせ創造部介護保険係長  
松本しあわせ創造部保険年金課主幹兼係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は6名全員出席です。欠員は1名です。

理事者におかれましては、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより厚生委員会を開きます。なお、本日は東日本大震災の発生から4年です。亡くなられた方、ご遺族の皆様に対し、哀悼の意を表すため庁内放送により午後2時46分に1分間の黙祷の呼びかけがあります。会議の途中になろうかと思っておりますので、その前に暫時休憩を取りたいと思いますが、委員の皆さん、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、会議を始めたいと思います。

3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案16件の審査を行います。

それでは、議事に入ります。

なお、発言者におかれましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、質疑についての理事者からの答弁は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑・討論することを委員の皆さんご了承願いたいと思います。

議案第2号「平成26年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 平成26年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件のうち、厚生委員会に付託されました案件につきましてご説明させていただきます。

委員会資料の1ページをご参照ください。

まず歳入でございます。15府支出金、3委託金、2民生費委託金、社会福祉費委託金、移譲事務交付金といたしまして132万5,000円の増額補正を行うものでございます。

平成25年度から府の権限移譲を受けまして実施しております広域福祉課における移譲事務処理件数の増加に伴いまして、歳入する交付金の増額補正でございます。歳出の広域

福祉共同処理事務事業負担金に充当いたします。内容につきましては、歳出で説明させていただきます。

以上、当委員会付託分といたしまして、合計132万5,000円の増額補正でございます。

続きまして歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の2ページをご参照ください。

歳出、3民生費、1社会福祉費、1社会福祉費総務費、社会福祉費、広域福祉共同処理事務事業負担金といたしまして99万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、歳入の交付金でもありましたように、平成25年度から泉佐野市以南、3市3町により広域福祉課を設置し、専門的な福祉事務の共同事務処理を行っております。26年度決算見込みにおきまして、指定居宅サービスや障害福祉サービスの事業の指定や指導など、岬町に係る事務処理件数が当初予算と比較すると増加しております。3市3町協定書に基づく負担割合によりまして、当町負担金の不足分として増額補正を行うものでございます。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 続きまして、2老人福祉費、介護保険特別会計繰出金73万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、地域包括支援センターの保健師が産前産後休暇及び育児休暇を取得したことに伴い雇用いたしました任期付職員の人件費を一般会計から介護保険特別会計に財源の振りかえを行ったことによる地域支援包括・任意事業への町負担分の繰出金です。

続きまして、7淡輪老人福祉センター費、淡輪老人福祉センター管理費16万7,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、淡輪老人福祉センターは淡輪長生会が指定管理を行っておりますが、本年度は葬儀回数が少なく、歳入不足が見込まれております。淡輪長生会は独自の財源がないため、本年度の歳入不足を補うため、不足すると見込まれます16万7,000円の増額補正をお願いするものです。

以上、当委員会付託分といたしまして189万7,000円の増額補正を行うものです。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 債務負担行為の補正でございます。事業名といたしまして、健康ふれあいセンター運営事業、年度は平成31年度までの指定管理料でございます。1年あたり5,367万5,000円の指定管理料の5カ年分といたしまして限

度額は2億6,837万5,000円でございます。

川端委員長 それでは、委員の皆さん、ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

中原委員どうぞ。

中原委員 債務負担行為についてお聞きをしておきたいと思います。この健康ふれあいセンターの運営事業にかかわって、指定管理者の変更に伴う一定の混乱と申しますか、そういうことが臨時議会であったのは記憶に新しいところでございますけれども、利用者に対する説明は十分なされたのかどうかという点が一点と、それから、今後5年間指定管理業務を行う予定である明治スポーツプラザという事業者は、セントラルスポーツと密接な関係にあるものでありますから、再委託等が発生しないかどうか、その2点について確認をさせていただきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 まず、住民さんへの説明会ということでございます。この3月15日と18日の二日間におきまして、説明会を明治スポーツ中心に開催させていただく予定でございます。それから、セントラルスポーツの傘下ということで再委託はないだろうかというご質問だったと思うんですけれども、明治スポーツ自体で運営をしていくということでございます。万一の場合でも、そのグループはサポートはするという事は聞いておりますけれども、まず明治スポーツプラザ株式会社が責任を持って管理委託するということを確認しております。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 説明会が行われる予定とお聞きしましたので、そこで十分に丁寧に説明を行っていただきたいと思います。2回の説明会で不十分であるならば、さらに重ねて説明会を実施していただきたいと思います。

それから、もう一点の再委託については、そういったことは発生しないということだったかと思っておりますけれども、ノウハウは十分活用しながら運営を進めていただきたいと思っております。要望にとどめます。

川端委員長 もう答弁はよろしいですか。

では、他の委員の皆さん、何かございませんか。

出口委員どうぞ。

出口委員 今の債務の負担行為の中でですね、3月15日と18日に二日間説明会を実施するという形になっておりますけれども、これは何時からどの場所で説明会がございませうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 3月15日はお昼からになっています。1時からになっています。3月18日につきましては、お昼と夕方の2回ということで説明会をさせていただきます。なぜこの二日になったかと言いますと、特に利用者の多い日時を選んだということでございます。

出口委員 場所はどこですか。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 ピアツァ5の中で説明会をさせていただく予定でございます。

それから、3月15日付の回覧でもって、また明治スポーツプラザからのご挨拶文等をまた配布させていただく予定でございますので、参考までにご報告させていただきます。

出口委員 18日は午後1時と午後何時ですか。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 5時半だったと思います。昼からと夕方ということの2回になっています。

出口委員 いや、だから、何時と何時やねんって聞いているのよ。

川端委員長 夕方の時間を正確にですね、出口委員。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 大変申しわけございません。運営説明会につきましては、すみません、私18日が日曜日と勘違いしておりまして、3月15日日曜日が午前10時半からです。失礼しました。それと2回目が5時30分からです。それから3月18日水曜日、こちらにつきましては、午後12時30分からとなっております。大変申しわけございません、失礼しました。こちら場所につきましては、ピアツァ5の2階の会議室ということでございます。

川端委員長 すみません。確認させていただきますけれども、3月15日の日曜日は10時半と17時半、18日は12時半1回、それでよろしいですか。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 はい、大変申しわけございません。

川端委員長 出口委員、よろしいですか。

出口委員 はい、結構です。

川端委員長 では、他の委員の皆さん。

中原委員、どうぞ。

中原委員 今の説明会にかかわってですけれども、その説明会の実施については、どのように周知をされているか、参考までにお聞きしておきたいと思います。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 基本的には会員さん等につきましては、まずダイレクトメールを送っていますし、館内にも掲示をさせていただいているという周知をさせていただきます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

では、他の委員の皆さん。

竹原委員どうぞ。

竹原委員 社会福祉費の広域福祉事務事業負担金ということで、一度確認なんですけれど、岬町からこの広域福祉課に職員を派遣していたと思うんですが、何名であるのか、その確認を一点お願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 1名の職員を派遣しております。

川端委員長 竹原委員、よろしいですか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 もう一つ、淡輪老人福祉センター管理費ということで、先ほどの説明では、使われる回数が少なかったので運営費が賸えないので一般財源から補填するみたいな感じの説明だったんですけども、実際、何回使われたのかなど。もうその何回使われることを予想して当初の補正前の予算額を組んでいて、それがたまたまゼロ回やったから必要やとかいうのがわかる範囲で答弁をいただきたい。

川端委員長 答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 高齢者が使う分には、こちら高齢者福祉施設ということで無料なんですけど、葬儀につきましては有料でやっております。有料のほうですが、指定管理を締結するとき7回の算定をしておきました。実際は2回ということですので、5回分不足するということになっております。

川端委員長 竹原委員、よろしいですか。

出口委員、どうぞ。

出口委員 今の説明でよく理解できるんですけども、これは淡輪老人福祉センターにかかわらずですね、たんのわ海浜会館、深日会館、その他ですね、会館によって葬儀がどんどん減ってきてますね、そういう場合には、他の施設もこういうやはりまた補正予算を組んでいくんですか。

川端委員長 これについては総務部長。

古谷総務部長 本件は指定管理の施設ということで今回ですね、もう金額が回らないということで補正をさせていただいております。集会所等につきましては、来年度当初予算におきまして、集会所運営補助金という形で支出する訳でございますが、それについては、電気料金のアップ等も含めて、若干の上澄みを今提案させていただいているところでございます。また、今後も電気料金の改訂等を踏まえて、随時対応をしていくということで考えております。

川端委員長 出口委員、どうぞ。

出口委員 それはよくわかりました。だけれども、実際、葬儀がだんだんとやはり減ってきていますので、運営が非常にしづらくなっていると思うんです。その辺はどういうような対応を取るんですか。

古谷総務部長 集会所等につきましては、他の収入等もございまして、また一定、各自治区なり、また、運営委員会のほうでプールしておられるという財源の形も違いますので、老人福祉センターと同様ということにはちょっと考えておりません。集会所の運営をお願いしているところと再三、今後も情報交換をしながらですね、さきに一般質問等でもご指摘いただいたところなんですけれども、葬儀の回数が激減しておると。今後ふえる見通しも今ないなということがわかっておりますので、実際、集会所の運営に支障が生じないよう、今後も委託、管理をお願いしている団体と協議をしまいたいと考えております。

川端委員長 出口委員、よろしいですか。

では、他に委員の皆さん、ございませんか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 ちょっと関連になるんですけれども、債務負担行為の部分について説明を求めたいと思います。この債務負担行為で2億6,800万円ですか、この分債務を負担するんですけれども、この健康ふれあいセンターというのは本来建設時、どのような利用目的で建設されたか、ちょっと教えてほしいんです。今、お話では、明治スポーツ等々で、スポーツ一辺倒の話を聞いているんですけど、当時建設するに当たって、健康ふれあいセンターはどのような目的で建設されたか。利用目的をちょっと教えてください。

川端委員長 これについてはどなた。

串山しあわせ創造部理事 健康ふれあいセンターの設置目的ということでございますが、平成8年に健康ふれあいセンターにつきましては、町民の方々の健康増進そして福祉の増進、全ての方が集ってコミュニティーの中で健康づくりと福祉の向上を目指す施設ということで、



もちろんスポーツもありますし、お風呂もございますし、広場もございます。そういった五つの広場の中を有効に使って町民の方々が世代間交流をしながら、豊かに暮らしていただけるような、そういった総合的な目的で設立をした施設ということになります。よろしくをお願いします。

川端委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 串山理事がおっしゃるとおり、健康ふれあいセンターというのは先ほどの説明のとおり、多奈川地区には焼却場とかし尿処理場とか、大変施設が多いということで、できれば今説明のとおり町民がそういう福祉とかスポーツとか、憩える場所の増進という形で建設されたわけですね。いろんな交通アクセスの問題で、いろいろ問題があったと思うんですけども、今、スポーツ、スポーツって水泳のことばかりが今議論になってるんですが、水泳も大事ですよ。しかし、先ほどおっしゃったとおり、福祉とか、やはり高齢者のそういう憩える場とか、そういう憩える多目的なものを考えておられるのか。今の現状では水泳教室、そういう指導的なものに重点を置いているような感じに私個人的にそう思うんですけども、そのために債務負担行為をこのような金額でされたら、もっと利用したい方がいると思うんですけどね、こういうことをしてほしい、そういうような声は窓口には上がってないですか。上がってないとするならば、もうこのまま現状で運営していく考えですか。その点、ちょっとご答弁願いたい。

川端委員長 答弁をお願いします。

串山しあわせ創造部理事 健康ふれあいセンターですけれども、高齢者の方の憩いの場ということももちろん目的の中にごございます。お風呂につきましては、そこでコミュニティーをとって癒やしになっているというお声もいただいております。今回、明治スポーツプラザさんご提案につきましては、公衆浴場の利用時間の延長ということでお聞きをいたしております。準備が整った段階で、今、午後3時からになっておりますけれども、開設当初の午後1時からにリニューアルをある程度きれいにしていただいた後に改めて住民の方にお知らせをしますけれども、お風呂につきまして充実してご提供できるかなと考えております。

川端委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 ということで、このセンターは多目的に、皆さんが利用できやすいように運営のほうを、ひとつ要望しておきます。水泳教室が悪いとは言っていない。しかし、他にもいろいろな多目的なそういう運営を努力していただきたいなど、かように思いますので、要望としておきます。

川端委員長 田島委員、もうよろしいですか。

では、竹原委員、どうぞ。

竹原委員 ピアッツァ5で、一つ疑問というんですか、以前から、駐車場とめても、どうも和歌山のほうから来られているお客さんが多いなというように見ておまして、自分もいろいろなこういうプールとかお風呂の施設とか行っている中で、町民の方の使用する金額と町外の方の使用する金額が利用料が違う施設が他の市町村ではかなりあるのですけれども、この施設はそういうように別に分けることというのは不可能なんですか。それか、検討したけれども、もう一緒にいこうということになったのですか。その辺、一度確認だけお願いします。

川端委員長 ちょっと詳しく説明。

串山しあわせ創造部理事 今、竹原委員おっしゃいました町外、町民の料金の差別化のことですけれども、貸部屋につきましては現在町民、町外の方で格差のほうがございます。お風呂、プールにつきましては、広く多くの方に利用していただきたいということで、同一料金になっております。お風呂につきましては、7割が今町民の方、プールにつきましては6割が町民の方でございます。人口が減少しておりますし、多くの町外の方にもいい施設だなということで見ていただいて利用していただいて、そして、気に入っていただければ岬町にお住まいになっていただければすごく効果的かなと思っている部分もございますし、もちろん、町の施設ですので、町民の皆さんに第一に喜んでいただく、そういった事業を行っていきたくと思いますけれども、同時に町民、町外を越えて、いい事業をしていくことで、相乗効果が生まれてきてほしいなと期待しております、料金のほうは貸部屋以外につきましてはの差別化は今のところは考えていないということでご理解いただきたいと思えます。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 今の大きな方針はお聞きしたんですけれども、私的には、こちらに定住していただくと思ったら、岬町の方を安くしていただいて、差別化を図ったら、岬町に住んだら安くなるんだという逆の発想かなと思うんですけれども。検討するしない、またそういう意見もあるのやということを気にとめていただいて、また検討していただいたらと、これは要望です。

川端委員長 答弁はよろしいですか。

では、他の委員の皆さん、もう質疑はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

討論ございませんね。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第2号「平成26年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第2号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第3号「平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 平成26年度岬町介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第3次)の件につきまして説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、地域包括支援センターの保健師が産前産後休暇及び育児休暇を取得したことに伴い雇用いたしました任期付職員の人件費を一般会計から介護保険特別会計に財源の振りかえを行うためのものがございます。

歳入につきましては、地域支援事業、包括的支援事業・任意事業の法定負担割合に基づき、保険料及び国、府支出金、及び町繰入金を充てております。1 保険料、1 介護保険料、現年度分特別徴収保険料、70万1,000円。現年度分普通徴収保険料8万円の増額補正です。

次に、4 国庫支出金、2 国庫補助金、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)146万9,000円の増額補正です。

次に6 府支出金、2 府補助金、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)73万5,000円の増額補正です。

次に、10繰入金、1一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）73万5,000円の増額補正です。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。委員会資料の4ページをご参照ください。

4地域支援事業費、2包括的支援事業・任意事業、介護予防事業人件費、372万円の増額補正です。内容といたしましては、産前産後休暇の任期付職員の人件費でございまして、内訳といたしまして給料296万4,000円。職員手当等20万6,000円。共済費55万円でございます。なお、任期付職員の資格は看護師でございます。

以上、当委員会負担分といたしまして、歳入歳出予算共に372万円の増額補正でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

川端委員長 委員の皆さん、ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号「平成26年度岬町介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号は、本委員会において可決されました。

議案第5号「平成27年度岬町一般会計予算の件」のうち本委員会に付託されました案件を議題といたします。

本件について本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思いますと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の5ページから9ページをご覧ください。

中原委員、どうぞ。

中原委員 委員会資料の5ページ、款12分担金及び負担金のところで、児童福祉費負担金についてお尋ねをいたします。説明の項目でいきますと上から5番目にあります一時預かり事業保護者負担金についてお尋ねをしたいと思います。この一時預かり事業保護者負担金として計上されているのは、岬町立子育て支援センターにおける一時預かり事業のことを指しているのか、新しい制度に来年度以降変わりますので、その分も含まれているのか、ちょっと予算の組み方がよくわかりませんので、そのあたりについて説明をいただきたいというのが一点目であります。

それから、委員会資料8ページの項3の委託金がありまして、目で言うと2の民生費委託金の中で、節1社会福祉費委託金の一番下にあります移譲事務交付金についてお尋ねをいたします。この下にも移譲事務交付金とありまして、もう少し下にもあるんですが、これは広域福祉共同処理事務事業に対する交付金であるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

以上、二点をお願いいたします。

川端委員長 二点についての説明をお願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず、5ページの一時預かり事業保護者負担金は新制度分も含むのかということでございますが、これにつきましては、子育て支援センターでの一時預かり分でございます。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 社会福祉費委託金の移譲事務交付金の内容ですが、先ほど補正予算の歳入でもございましたように、平成25年度から実施いたしております広域福祉課での事務事業に係る交付金の歳入でございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 一点目にお聞きをいたしました一時預かり事業保護者負担金については、過去の予算また決算等を確認させていただいた範囲におきますと、非常に需要が高まっているということが金額から見て取れるのかなと思いますので、このニーズにしっかりと応えながら事業を進めていっていただきたいと思います。

それからもう1点目の広域福祉共同処理事務事業に対する交付金ですかということをお

聞きましたが、そうであるというご答弁をいただきました。そのことにかかわって、お話しの中にもあったとおり、平成でいいますと25年度、2013年度からの事業であります。この共同処理事業については、お金としてはその前の年から発生していたと思います。2012年度から発生していたと思います。それで、また歳出のところでも少しお聞きしたいと思いますので、どこかで時間があればご準備いただきたいと思うんですが、この事業にかかわって、大阪府から年度ごとに幾らずつ交付金が入ってきているのか。それから、岬町として、この事務事業は泉佐野市に歳出をするわけですけども、幾ら払っているのか、またその差額についてお調べをしておいていただきたいと思います。また歳出のところではそれについてはお尋ねをしたいと思います。

私、歳入でお聞きしたいのは以上です。

川端委員長 では、他の委員の皆さん、ございませんか。

出口委員、どうぞ。

出口委員 5ページですね、節の児童福祉負担金の部分でですね、学童保育保護者負担金滞納分と学童保育おやつ代等の滞納分、それと保育所の保育料の滞納分ですか、それと墓地使用料、これは多分永代使用料だと思うんですけども、この中で、3件、特に滞納分の件に関しまして、私も昨年度経験あるんですが、給食費の件で滞納があつて、その保護者の方と同伴させていただいて、行政の方との話し合いをもったんですけども、その給食費に関しましては、生徒が大体12歳から15歳で中学校を3年間在学されまして、その後、ずっと行政から請求はしてあつたと思うんですが、その生徒がもう20歳になってからそういうようなまだ滞納分の請求に当たっているということが実際にございまして、昨年度保護者の話し合いのもとに解決し、全額完納していただいたのですが、そういう部分で、今の三点の滞納分はですね、古い部分の滞納分は多々あるのではないかと考えられますので、その辺をちょっと説明していただきたい。

そして、もう一点のその墓地使用料、これも昨年度1件確かに墓地の使用料の返還があつたように記憶しております。その中で、今回も、また何らかの理由で、特に深日墓地などは、階段を100段から上ってお参りせないかんという形の中で、体が不自由になって、とてもそこまで使用できかねるということで返還があつたように記憶しておりますんやけども、その辺はどうですか。その四点をお願いしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 墓地の使用料につきまして、ちょっと説明させていただきます。

す。ここで言う墓地の使用料につきましては、新たに墓地の公募をして、区画をご使用される方に対する永代の使用料でございます。今出口委員がおっしゃった返還につきましては、昨年25年の決算で、淡輪の墓地だったんですが、墓地を公募で当選された方のその墓地の中にコンクリートのガラがございましたので、その移転で一旦先に当選をした墓地のものをお返しいただいて、新たにそのかわったところの分をいただいたので、墓地を使用しなくなったということの返還ではございません。深日の墓地につきましても、現在、5区画ほどまだ空きがございます。公募しても山の上ですので、利用がなかなか高齢になってくると難しいということもございまして、応募には応じてもらえてはいたんですけども、その場合であっても、墓地の一旦いただいた使用料につきましては、返還をいたしておりません。返還をする場合は、災害を受けたとかですね、あるいは障害になられたとかですね、というような生活状況が変わった場合だけ返還をしておりますので、それ以外の高齢により、もう行けないから、そこはもう使用しないからお返ししますということの返還はいたしておりません。

川端委員長 出口委員、どうぞ。

出口委員 今の説明でよく理解できるのですが、確か、昨年度、体が不自由になって1件返還したという説明をいただいたように記憶しておりますねんけどね、これはまた一度議事録を見てみます。結構です。

それとあとの3件に関してちょっと。

川端委員長 もう墓地のほうはもうこれでよろしいですか。

では、子育て支援課のほう

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 保育料、それから学童保育の保育料の滞納の件ですが、いつからかという一つご質問があったかと思えます。それにつきましては、ちょっと調べまして後ほど答えさせていただきたいと思えます。保育料につきましては、児童手当を現金払にさせていただいて、それでお支払いをしていただくというようなことも可能でございまして、実際にそういう形で徴収なりもさせていただいています。学童保育料につきましても、分納誓約なりをいただいておりますというような状況でございます。

また、いつから滞納分があるのかという分については、後ほど回答させていただきたいと思えます。

川端委員長 よろしいですか。

それでは、他の委員の皆さん。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 9ページなんですけど、諸収入の中で、金額が低いんですけど、一番上のコピー代金1,000円ってなってるんですけどね。住民生活課のほうで何かコピーをお願いするのかなと思うんですが、これは1枚幾らでしてくれてるのかということと、どのような方が、自分でも使えるのかなと思うんですけど。

川端委員長 内容についてね。

そしたら、答弁お願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 現在、住民さんが来られまして、確定申告とかの資料でコピーをされます。その場合、1階にコインで1枚10円なんですけど、機械を置いております。その場合、窓口に来られて、これをコピーしてくださいと言う方もおられるんですけども、一応、そのコピーの機械で10円でコピーできますということをご案内させていただくんですが、どうしてもやはり高齢の方とかがおられまして、その場合、納付書で、窓口でコピーをしてですね、お渡しする際に、10円いただいているんですけども、そのコピー代ということで計上させていただいております。

川端委員長 よろしいですか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 ということは、置いている機械にお金を入れて使う分ではなしに、窓口で結局は同じですけど払っている分と理解しました

川端委員長 よろしいですか。

では、他の委員の皆さん。

田島委員、どうぞ。

田島委員 出口委員とちょっと関連になるんですけども、款の使用料及び手数料の部分で、目が民生使用料で、節の2の部分ですね、この保育料の滞納部分、今、ご答弁いただいたんですけども、長年、成人になっても払ってないと、そういう声を聞いているのですが、それは一度また確認していただかんとわからんのですけれども、この保育料が払えないというのは、生活困窮のために払えないのか、それとも、言葉は悪いんですが横着して払わないのか、ここの部分ですね。やはり、町としたら請求する正当な理由がありますね。保育料をいただかなければ実際行政的に回らんということですね。ですから、幾ら払ってくれと言っても払わない方は払わないと思うんです。そしたら、どうするかということですね。やはり、これは優しい言葉で払ってくださいと言ってても、何年たっても払えませぬわね。



子どもが大きくなって、高齢者になっても払わないと思うんです。ただ、払わずするためにはどうするかということのひとつ考えてほしいんです。結局、きついことも言わなこの滞納部分というのはなくなりません。そしたら、どうするのかと言ったら、もう不納欠損にするのか。いつまでも滞納、滞納で引っ張ってしまっても、いつもこの予算には滞納で上がってきますので。もうそういう払わない方、払えない方、これ一度整理していただいて、払えない方には、やはり温情的な対応してあげてほしいと。しかし、払えるのに払えない方、大体見たらわかりますわね、結局。担当の窓口さんいうたらプロやから、大体このお宅やったら払えるでしょうということわかるので、もうあんまり滞納、滞納で毎回毎回こういうぐあいには繰り返して来るよりも、もうこの際どうですか、窓口としたら、きつい処置していただいたら。結局、これはもう慈善事業じゃないのですからね。やはり、皆さんの税金で運営して、そして、税金を公平に運用していただくということは、大半の住民さんは期待していますので、できれば、何も職員さんが怠慢やとは言ってませんよ。一生懸命やっているということは十分承知しています。しかし、払える方が払わないのはけしからん話で、これをひとつ知恵を出して対応していただきたいなと思いますので、また急に今答弁してくれというのは無理な話やから、一つ検討しといてくださいね。こういう方法を考えますと。それで、考えてするとなれば、上からの決裁をいただいて動いていただきたいと、かように思いますので、要望としたら、一応払える方が払わないのはいかがかということのひとつ検討しておいてください。

もう要望で結構ですわ、この部分は。

川端委員長 答弁はよろしいですか。

田島委員 答弁別に今、恐らく答弁できないと思うんです。

川端委員長 町長のほうから。

田代町長 担当のほうで、別に答弁できないことはないんですけども、ちょっと誤解があったらいけないということで、私から答弁させていただきます。

おっしゃるとおり、滞納については、例えば固定資産税とか、そういったものについては、差し押さえとか、いろんな方法があるんですけども、今回の学童保育とかですわ、保育所の保育料については、ほとんどの方が生活が非常に苦しい状況の中でお子さんを保育所に入れているという場合が多いんです。それで、それをじゃあ、分納とかいろいろな方法でお願いしたり、また何回も通ったりするんですけども、なかなか応じてもらえない場合があつて、それをどうしようにするかという、じゃあ、保育所来るのをとめるわ

けにもいかないということで、担当としては、できるだけ分納で長きにわたってもいいから払っていただきたいということで今、積極的にその方法で指導をやって、お願いをしているという実情であるということだけご理解していただきたいと思うんです。ほとんどがもう生活困窮者と言ってもいいぐらいかなと思います。

川端委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 町長に今、答弁いただいて、生活が苦しいということは十分わかっているんですけども、やはり、これは公平の原則から言って、今の時代、やっぱり払うべきものは払うべきだと思うんです。あまり滞納部分がたくさんになってきたら、これはひとつ余談ですが、どうですか、それだけ児童教育にお金がかかるんやったら、無料にという発想もあるんです。逆の考えでね。財政的に大変ですけども。京都の丹後半島の宮津町、あそこは保育所も小学校も全部無料ですね、給食も、全部。無料にしています。ということで、そしたら、こういう滞納処分とかなくなるし、そしてまたいい町やということで、先ほどの話じゃないけれども、ほな、岬町定住しようかと、そういう考えも起きますんの、ひとつ、これはあくまで余談ですが、そういう方向性もあるということで、ひとつ滞納の分については、極力生活が苦しい人も払ってくださいよというぐあいに、ソフト的にもひとつお願いしたいと、かように思っています。

もう一点だけ、ちょっと款の21の町債の部分で、これは火葬場の事業債で、この部分についてはどういう事業を計画されて、そういう町債を組まれているのか、ちょっと説明願いたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 淡輪の火葬場の整備でございまして、年次的に25、26、27、28年度の4年度で火葬炉が人体炉が3炉、動物炉が1炉ございます。平成11年に設置をされて以来、炉の改修が行われておらず、炉内が非常に、耐火れんがが崩れているというような状況もございます。その炉の改修を年次的に行っておりまして、今年度26年度においては、1号炉、来年27年度においては3号炉の予定をしております。それにかかる事業費の分の財源として起債を計上させていただいたものでございます。

川端委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 事業内容はわかりました。今のところ、1号炉は整備が整っていると。あと2、3、4の部分についてはせないかんということで、耐火れんがが痩せているとなったら、万が一その天井部分が落下した場合、大変なことになりますのでね。極力年次計画ですけども、

安全なほうから営業を続けるという方向にひとつ指導していただかないと。大事なやはり遺族を対応する部分ですから、もし炉が落下した場合、大変な問題になりますので、その点大事な話ですので、ひとつ業者にはその旨早急に、そして安全に改築するという方向性をお願いしたいと思います。この部分でしたら理解いたしました。ひとつお願いしたいと思います。

もう一点だけよろしい。

川端委員長 どうぞ、田島委員。

田島委員 款13の使用料及び手数料の部分で、衛生手数料で、節が清掃手数料のごみ処分手数料について、これはどういうごみの処分手数料か、内訳をちょっと教えてください。どのようなごみで、どのような行為をされているのか。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 清掃手数料のごみ処分手数料につきましては、事業者から排出されるごみを10キロ100円で受け入れております。その年間の手数料でございます。

川端委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 これは結局産業に、業として出たごみですね。一般家庭ごみじゃなしに。今、岬町の人口も減ってるんですね。人口が減るということは、ごみを出す量も減ると思うのですが、この過去からの対比した場合、今現状ごみはふえてるんですか、減ってるんですか。ちょっとその点、急に悪いのですが、わかる範囲で答弁願いたいんですけど。わかる範囲内で結構です。ふえているのか、少なくなっているのかという、ざくっとした部分で。

川端委員長 はい、どうぞ。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 ごみには家庭ごみと事業系のごみとございます。家庭系のごみにつきましては、可燃ごみ、それから粗大ごみ、缶・びんなどの資源ごみというようなごみもございまして、そのトータルした家庭ごみとしてひとくくりでくりますと、家庭系のごみにつきましては、25年度、昨年度でございますけれども、若干増になっております。これにつきましては、小型不燃ごみの無料収集を行っており、それと粗大ごみの持ち込みを粗大ごみに限って持ち込みを許可しておりますので、その関係で、不燃ごみ・粗大ごみが増加したことによるもの。可燃ごみだけで見ますと、減少しているという状況でございます。

また、事業系ごみにつきましては、この事業系ごみの中にも、し尿処理施設から出てくる汚泥ケーキも含んでおりますので、それでいきますと、事業系ごみについては、若干の

増というような傾向になっておりまして、26年度の見込みでいきますと、燃えるごみが0.1%程度の増、粗大・不燃につきましては、約3%の増、資源ごみについては約8%の減、事業系ごみについては約6%の増というような26年度と25年度対比した中ではそのような傾向になっております。

川端委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 ありがとうございます。結局、人口が減っても、ごみというのは極端には減らないという感じですね。やはり、なぜか言いますと、このごみをふえるんじゃなくして減らしていかんと今の火葬場の話じゃないけれども、やはりうちの美化センターの炉もだんだんれんがが痩せてきて、いつかは修理、大修理しないとイケないとなれば、恐らくこの炉の基金も使ってということになるんですが、恐らく一般会計で対応しないとイケないという考えになりますので、これは大事な話で、ごみの減量化に皆さん啓発していただきたいなと思います。でないと、今、焼却場、何かの理由で休止したら大変なことになりますので、ひとつごみがふえるのではなく、減らして行って、そして、広域的に焼却場を運営できるようにひとつお願いしたいと、かように思います。

そうですか、わかりました。ごみの移動の部分については把握しました。ありがとうございます。

川端委員長 もうよろしいですか。

では、他にございませんか。

子育て支援課長。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 先ほどの出口委員のご質問、それから田島委員のご質問にもちょっと関連しますので、あわせてご答弁させていただきたいと思います。

まず保育料の滞納なんですけど、平成15年からでございます、12件ございます。それから、保育料につきましては、保育所のほうでは家庭訪問を行い、また連絡をとって保育所に来ていただきまして、返済計画などを立てまして、ほとんどの方については分納誓約なりしていただいております。また、行政改革推進課のほうにもご依頼いたしまして、他の税等の他の徴収時に、あわせて分納誓約等をとっていただいているという状況でございます。したがって、ほとんどの方が生活困窮者ということであろうということでございます。

それから、学童保育料につきましては、平成18年でございまして、1件でございます。この方についても分納誓約をいただいているところでございます。

川端委員長 出口委員、よろしいですか。

そしたら、もう皆さん、この歳入のほうではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 そしたら、歳入についての質疑を終わりたいと思います。

続いて歳出に入ります。なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、総務費に入ります。

予算書41ページ目の「交通安全対策事業費」46ページ、47ページの項「戸籍住民基本台帳費」をご覧ください。

質疑ございませんか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 工事請負費になります。駐輪場防犯カメラ設置工事ですけれども、当初の説明では、各駅にという説明でしたが、実際、駐輪場っていいましても、駅に2つあるところもありますし、どのような計画になっているのか、詳細がわかれば答弁願います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 駐輪場に設置します防犯カメラにつきましては、5台を予定しておりまして、多奈川駅に1台、みさき公園の和歌山側と難波側、畑山線におりるところとセブンイレブンのところにそれぞれ1台ずつ。淡輪駅につきましては、和歌山側に1台、難波側に1台と、計5台でございます。駅については3駅でございます。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 そしたら、この防犯カメラは、年次計画っていうんですか、本年度はこの3つの駅につけて、また来年度とかに違う駅につけられるという計画があるんでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 岬町の中には駅が、本線が孝子もありますし、淡輪、みさき公園と3駅、多奈川線では3駅ございます。駐輪場で設置しておりますのが、淡輪の駅とみさき公園、それと深日町、あと多奈川駅、孝子駅。防犯カメラの設置を今年度計上していないのが、孝子の駅と深日町の駅。その2カ所につきましては、財政のこともございますので、今年度でまた協議をして検討してまいりたいと思います。

警察からは、各駅にという要請はあるんですけれども、今年度につきましても、一応警察からの要請に基づきまして設置をさせていただくものでございます。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 いい取り組みだなどこのように思っております、できれば全部欲しいなどは思うんですが、財政の面を言われると、年次計画を持ってと要望するしかないかなと。防犯カメラにつきましては、自治区のほうでも何か設置しようかという、自治区単位の取り組みとかもあつたりとかして、これから犯罪の防止という意味でも必要なものかなと思っておりますので、前向きに検討していただければと思います。

川端委員長 よろしいですか。

では、他に委員の皆さん、ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 ただいまの駐輪場の防犯カメラについて質疑答弁が行われたところでありますが、この防犯カメラの設置については、何か訴えがあつたとか、何らかのきっかけがあつたのか。危険なことがあつたとか。どういうきっかけで設置を進めておられるのか、参考までにお聞きをしておきたいということと、それから、今、工事請負費、節15のところについてお尋ねをしているわけですが、その2つ上の委託料のところにも防犯カメラ設備点検委託料というのがありまして、この委託料についても、内容について確認をさせていただきたいと思ひます。お願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 防犯カメラにつきましては、泉南警察のほうから、防犯上また犯罪の抑止ということで非常に効果があるということで設置の依頼があつたものでございまして、また住民さんのほうからも駐輪場において自転車の盗難があつて、防犯カメラをつけてもらえないかというような声もございました。駅の駐輪場、非常に広いものから、なかなかそれだけカバーするものということで他の市町村にも確認をしたのですが、泉佐野市については補正で対応して設置をされたというようなことも聞きまして、岬町も主要なみさき公園の駅と淡輪の駅という、それと多奈川の駅に設置をしてということで取り組んだものでございまして、そういう犯罪の抑止、防犯上ということのきっかけで、泉南警察からの対応と町の取り組みが一致したというようなところだと思ひております。

もう一点、防犯カメラの設備点検ですけれども、5台分で年1回カメラの保守を行うものでございまして、年間の委託料として3万3,000円を計上しているものでございまして。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 後でお答えになった5台分というのは、駐輪場に設置するその5台分のことですね。はい、確認をさせていただきました。

防犯カメラについては、住民さんから訴えがあったということもありましたし、犯罪の抑止ということもありますし、もし万が一犯罪が発生した場合、その解決のために昨今では特に役に立っているというような状況もありますので、プライバシーの配慮には十分注意をしていただきながら運用していただきたいと思います。

ちょっと引き続いて、交通安全対策ということにかかわってお尋ねをしたいというか、要望があるんですが、みさき公園の駅前の交差点の渋滞にかかわる問題なんです。当委員会に直接かかわらないかもわかりませんが、朝の通勤の時間帯、特に8時台に非常に混み合うということで、住民の方から複数訴えをお聞きしておりまして、岬町のほうからも交通安全対策という観点から、ぜひ警察に申し入れをしていただきたいと思うんです。

具体的には、赤バスの畑山線、海のほうから国道に出るのに非常に混雑するということが、長い行列ができるときは、南海の高架を超えて海のほうまで列が連なるということが発生しておりまして、原因については、ちょっとわかりかねる部分があるんですけど、ここ最近、特にひどいものですから、交通安全対策という観点から岬町からも何らかの取り組みを警察に対して行っていただきたいと要望しておきたいと思います。

川端委員長 これ、要望で答弁は要らないですか。

中原委員 何か答弁していただけることがあればお願いしたいと思います。

川端委員長 お願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 みさき公園のあの交差点につきましては、変則の3差路になっています。本線とそれと畑山線からの出口という変則になっておりまして、朝の渋滞が、本線というか和歌山側26号の和歌山向いて、本線が渋滞をしておりますと、畑山線からの信号が青になっても車が出ることができない。また岬高校の生徒もたくさん交差点を渡りますので、その歩行者の安全上進めないというような状況もございまして、幾つかの原因が重なって畑山線から出られないような状況になるのかなと思っております。私も通勤の際には、渋滞で出られないということもございました。また、今、海岸線のほうが、工事をしておりまして通行止めになっております関係からも、影響しているのかなと思うんですけれども、なかなか警察のほうにも以前お話をしに行ったことがあるんですけれども、まず本線の渋滞を解消していただくように、信号の調整なりをお願いしに行ったんですけ

れど、また改めて、要望なりを泉南警察のほうに行こうというように考えております。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

はい、どうぞ。

中原委員 既に警察に申し入れはされているということで、もう一度要請に行っていたらということ、私、素人考えですけども、信号をずらすとか、そういうことによって少し緩和できるのじゃないかなと思っているんですが、これはプロに考えていただくのが一番いい解決になろうかと思しますので、ご苦勞をおかけするところでありましてけれども、再度要請を強く申し入れていただきたいと思えます。

川端委員長 よろしいですか。

では、他の委員の皆さん。

出口委員、どうぞ。

出口委員 先ほどの防犯カメラの件でございますけれども、非常に効果率がいいと思えます。その中で、いまだに自転車の盗難車両が多いということで、昨年度の12月にも深日の白雲台のところに2台放置しておりました。そして、行政のほうで引き上げてもらったんですが、またぞろ2カ月もたたないうちに、白雲台の上り坂の手前に1台と宝樹寺のところに1台という形で、またその効果率があまり出ていないのかなという感じもしますし、白雲台の近辺の方々からもその白雲台の上り坂の辺に、防犯カメラを設置してもらうことによって、その犯罪が防げるんじゃないかという要望も出ておりますが、その辺はどういうような対応をされるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 昨日、宝樹寺の住職さんがお見えになりまして、今ご指摘の箇所の放置自転車のご指摘がございました。早速、撤去いたしております。以前にも2台ございました。今般の防犯カメラの設置については、あくまでも駐輪場への設置でございますので、駐輪場から持ち出して、多分乗り捨てをしているんじゃないかなというようなことで、防犯シールっていうんですか、警察に照会をして持ち主に町で預かっていますという通知をするんですけども、街路の防犯カメラと、ある一定の区域を映す防犯カメラとちょっと取り扱いが違うのかなというような気もしますので、検討をさせていただきたいと思えます。

川端委員長 出口委員、どうぞ。

出口委員 私、なぜこの話をしますかと言いますと、やはり白雲台の方々、近辺の方々が非常に他



の犯罪が起きる可能性もあるので、防犯カメラをつけていただきたいという要望がありますので、また検討願いたいと思います。回答は結構でございます。

川端委員長 要望ということだね。

では、他の委員の皆さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、次に移ってよろしいでしょうか。

それでは、総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書の52ページから65ページをご覧ください。ただし58ページ、59ページの目「文化センター費」は他の委員会の所管ですので除きます。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 予算書の53ページ、社会福祉総務費の節19負担金、補助及び交付金の中で、社会福祉協議会補助金とありますが、この社会福祉協議会にかかわって少し確認をさせていただきたいと思います。この社会福祉協議会については、昨年度の途中でありましたけれども、人事上といいますか、役職等について交代が発生して、年度途中でありましたが、岬町から職員を派遣するという措置も行って、今立て直しという経過にあるのかなと思っているんですけども、そのあたりの経過とそれから立て直しの状況についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、54ページの広域福祉共同処理事務事業負担金とありますが、これは見せていただいておりますと増加傾向にあるようではありますが、先ほど歳入でお尋ねをしました年度ごとの大阪府から入ってくるお金とそれから岬町が泉佐野市に対して支払っている金額、またその差額について確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

川端委員長 2点についてね。

では、答弁をお願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、社会福祉協議会の件でございますが、昨年、会長の辞職もございまして、職員、局長を含む2名が退職されるということで、10月1日から事務局長として1名を派遣いたしております。その後、理事会等順調にこなしております、今は円滑な運営に努めていただいているというところでございます。

川端委員長 次はどなたが。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 25年度からの歳出とそれから府の交付金ということ  
でよろしいのでしょうか。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 歳入と歳出と差額の3つをお聞きしたいんですね。歳入としては、平成24年度、20  
12年度から発生しているのかなと思っているんですけど。お願いできますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 失礼しました。まず、24年度の決算で申し上げます  
と、歳入が20万8,000円。歳出が41万4,232円。差額が20万6,232円。  
25年度決算でいきますと、歳入が275万8,000円。歳出が440万2,319円。  
差額が164万4,319円でございます。決算見込みですけれども、26年度で言えば、  
歳入が228万7,000円。歳出が477万6,965円。差額が248万9,965  
円で、こちらは見込みとなっております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 今、お答えをいただきました広域福祉共同処理事務事業の件ですが、差額を確認させて  
いただいたところ、過去3カ年においては、岬町の持ち出しとして、2012年度が20  
万円、2013年度が164万円、2014年度が248万円を超える金額が岬町の単費  
として必要になっているということでもいいかと思うんですね。それ、事務事業等の増加と  
いうこともあろうかと思いますが、これは、もともと大阪府がやっていた事業を地方分権  
という名前で、私の感覚から言いますと、地方に対して押しつけていると思うんです。そ  
のことは以前から申し上げてきましたし、そのことは大阪府に対して私はおかしいと思っ  
ているんですね。こうやって、実際のお金の負担も発生する。どんどんふえていく傾向に  
あるわけですね。それで、仕事についても職員を一人この広域処理のセンターのほうへ  
送っているということで、私は、地方にとっては、これ被害以外の何物でもないと思って  
るんですね。大阪府がもともとやっていた事業なんだから、大阪府が責任を持ってやりな  
さいよというのが私の考え方です。少なくとも、事業を地方にやってくださいとおっしゃ  
るのなら、それに必要な予算をもっときちんと手当するべきだと私は思うんですが、その  
ことについて町としてはどのようにお考えになられますか。

川端委員長 これについてはどなたが答弁を。

部長、どうぞ。

古橋しあわせ創造部長 まず、地方分権。地方分権の時代と言われて幾久しくなっておりますけれ

ども、国においてもよく言われていますのは、仕事はおりてくるけれども、財源がついてこないというようなこともございます。ただ、今回につきましては、大阪府の権限移譲を受けて、3市3町で広域福祉課を共同設置して事務をやっていると。地方分権の考え方としましては、できるだけ身近な基礎自治体で住民のサービスを向上が図れるように、それぞれの基礎自治体でその事務をしていくほうがいいだろうということで始まったかというように理解しております。

この広域福祉課につきましては、先ほど差額と言いますか、純然な町の一般財源として、26年度決算見込みでは約250万円弱の一般財源を必要としておりますが、これが仮に市町村単独でその地方分権を受けた場合につきましては、人件費そのものが500万円も600万円もかかってくるというコスト的な面もございます。またもう一つは、その職員のスキル、いわゆる広域福祉で行っております事務は、主に法人等の指導、また実地調査における指導助言というところでございますので、非常に専門的なスキルも必要になってくる。その2つを加味して、3市3町の広域で事務事業の移譲を受けたという経緯でございまして、単独でやるには、規模が小さくなればなるほど市町村としてはしんどくなるということでございますので、ここで広域化のメリットを生かした形で、今回広域福祉課を設置して、事務事業を行っているというところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 担当課として腹立たないんでしょうかね。皆さんは公務員ですから、そういうお答えしかしかねるという立場かもしれませんけれども、さっき説明されたその仮に岬町単独で受けたらということで、財源のこと、技術や経験のことをおっしゃいましたけれども、大阪府が今まで責任を持ってやっていたことなから、大阪府がやっておけばいいと私は思うんですよ、きちんと責任を持ってね。地方分権ってきれいな言葉で言いますが、おっしゃったとおりで、仕事はおりてくるけど、お金がおりてこないということですよ。この流れがどんどん広がっていけば、地方はどんどん疲弊していくことになってしまうわけですよ。ですので、私としては、岬町としてもこういうことに対して、やはり懸念の声を必要に応じてきちっと主張するべきだと思います。なかなか難しいことかもしれませんが、私としては、地方自治体のもちろん組織だとか職員の皆さんだとかを守るということももちろんそうですし、財源の問題でもそうですし、そういうところが疲弊してきますと住民サービスも自然と落ちてくると思うんですよ。ですので、決められたことから仕方がないというように右から左としていては、地方が潰されてしまいかねませんの

で、そのことにはよくご留意をいただいて、主体的な対応をしていただきたいと要望しておきたいと思います。

川端委員長 答弁はよろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 では、他の委員の皆さん。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 この際ですのでは何か教えていただきたいなと思います。52ページの社会福祉総務費の節で言うと1番報酬のところ、障害者施策推進協議会というのは、どのようなものだろうかというのを教えてもらえたらいいかなと思うのと、下の方でページが変わりまして、報償費の障害者相談員報償費というのがどういうところに払われているのかと思うのと、それと同じく13委託料のところの一番下に障害者相談事業委託料っていうのもありますので、これもどこに委託しているのかというのを、3点お願いします。

川端委員長 3点ね。

答弁をお願いします。

松下しあわせ創造部地域福祉課主幹兼係長 まず、障害者施策推進協議会とは、障がい者計画、今年度策定途中なんですけれども、その計画に策定するに当たり、各専門家のご意見を聞いた上で計画を立てていくと、そういう内容のものとなっております。現在、今年度においては4回の開催となる見込みであります。

障がい者相談員についてなんですが、こちらについては、一般相談ということで、今、愛の家みらいさんのほうに、24時間体制で障がい者相談というのを行っております。

あと、障害者相談員報償費についてなんですが、こちらにつきましては、

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 障害者相談員報償費につきましては、障害者基本法に基づきまして、相談員の方を設けております。身体・知的・精神のそれぞれの分野で相談員を設けておまして、その方々に対する報償でございます。

川端委員長 あと3段目の。

はい、どうぞ。

古橋しあわせ創造部長 ちょっと補足させていただきます。

まず、一番初めの障害者施策推進協議会のことなんですけれども、この委員会につきましては、先ほど担当から言いましたように、まず、障害者施策を総合的に進めるために、現在、障がい者計画をこの委員会で作っています。その進捗状況、進捗管理もこの委員会

でやるということで、その計画に基づいた施策がどういように進捗しているかという評価もこの委員会でやっていくということだけつけ加えさせていただきます。

追加で。まず、障がい者の相談費の報償、繰り返しになるかも知れませんが、報償費につきましては、町から任命をしております相談員の3名の方の報償費。そして、その下の障害者相談事業委託料というのは、淡輪にあります愛の家のみらいにつきましては、一般相談事業所として開設をいたしておりますので、そこへの委託という形で委託料として支払っております。本来町がしてもいいんですが、スキル等があります愛の家さんが事業所として開設をされておりますので、そこに委託をしているというところでございます。

川端委員長 竹原委員、わかっていただけましたか。

竹原委員 はい。またわからんことあったら。

川端委員長 細かいことはね。では、よろしいですか。

では、他の委員の皆さん。

田島委員、どうぞ。

田島委員 これも関連になりますけれども、先ほど中原委員が質問した社会福祉総務費の部分で、節で19負担金、補助及び交付金の部分で、上から5行目ですか、社協の部分について、一度確認だけしたいのですが、2名の方が退職されたということは、大体聞き及んでいるのは、会長と事務局長が辞められたと、そういう解釈をしているんですけども。事務員ですか。この部分について、それで派遣されたと、町当局から。派遣されて、この派遣された方の職階身分ですね、それでいつまで派遣されるのか。出向という形で行かれているのか。その部分をお尋ねしたい。まず、人事権は向こうのほうについても、社協の理事会を開いて社協の会長が人事権を持っているということで、行政にはそういう人事権は与えられてないというように解釈しているんですけども、この部分について、要請があって出向させたのか、このいきさつについてちょっとお尋ねしたい。

川端委員長 1点ですね。

では、どうぞ答弁をお願いします。

古橋しあわせ創造部長 まず、社会福祉協議会、先ほど会長を含め事務局も局長含めて2名の退職があったということで、まず理事会の総意のもとで、岬町から派遣をお願いするという派遣要請が社会福祉協議会から町長のほうにございました。それを受けて、ちょっと短い期間ではあったのですが、町のほうも両輪で頑張っていくべき組織でございますので、急遽人選をいたしまして、事務局長を10月1日から派遣をして現在に至っているというところ

ころでございます。

派遣期間は、急な話でございましたので、3月の末までという一応期限は切っております。ただ、4月1日から、現任の方が行かれるのか、どうなるのかというのはまだ未定でございますけれども、社会福祉協議会からは、引き続き派遣をお願いしたいという要請がございます。

もう一つ、身分でございますが、現在町で再任用として雇用しております職員を事務局長として派遣をしているというところでございます。

川端委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 そういうぐあいには運営上、要請があれば当然補助団体として、町として派遣はそりゃしていただかなければ、やはり運営が成り立たないと思うんです。それはもう了解しております。

再任用については、その出向派遣等については、何ら問題はないんですかな。再任用の職員について。

川端委員長 答弁。

古橋しあわせ創造部長 人事担当から本来お答えすべきかと思うんですが、再雇用、再任用をしている職員を派遣するというのは、問題はないと考えております。

田島委員 はい、わかりました。そういうぐあいに10月1日付で派遣されて、そして、社協の補助団体のほうの運営を司っていると。そういうことであれば結構です。この点についてちょっとわかりませんでしたので、この場でお聞きしたと。

そして、以前にちょっと問題になっていたそのゆい号の運行については、現在いかがなっているのですか。継続されているのか、それとも休止されているのか。

古橋しあわせ創造部長 ゆい号につきましては、継続して運行しておりますし、今後も継続して運行していきたいという社協の考え方でございます。

川端委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 問題はやはりゆい号の運行というのは、本当に住民にとっては必要な問題でございますので、今後ともご答弁のとおり、運行を継続していただきたいと。個人的にも要望もしておきます。

ということで、大体補助団体の人事等々のその部分がわかりました。今後ともよろしくひとつご指導のほう、お願いしたいとかように思いますので、もう要望としておきます。

川端委員長 田島委員、もうよろしいですか。

では、他の委員の皆さん。

中原委員、どうぞ。

中原委員 予算書57ページの健康ふれあいセンター費についてお尋ねをいたします。利用者数をお聞きしたいと思います。平成で言いますと22年度、2010年度からのお風呂とプールのそれぞれの利用者数と合計を年次的にお答えをいただきたいと思います。

それから、あわせて、この健康ふれあいセンター費のところ、需用費として修繕料が設けられておりますので、この修繕内容についてもお聞きをしておきたいと思います。お願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

串山しあわせ創造部理事 2010年度、平成22年からよろしかったでしょうか。

では、2010年度、ゆう湯う、お風呂ですが、7万2,136人で、プールが2万4,769人。次に2011年度、ゆう湯う、お風呂6万2,283人。そして、プール2万6,619人。次に2012年度、お風呂5万2,410人。そしてプール2万6,882人。2013年度、お風呂が4万9,611人で、プールが2万6,101人。トータルということでおっしゃられていましたので、2010年度からいきますと、トータル11万9,914人、2011年度、11万627人。そして、2012年度、9万9,683人。2013年度が9万5,881人という利用者数でございます。よろしいでしょうか。

その他の利用者数は今省いていますので、合計が合わないと思いますが、お風呂とプールとトータルで今報告させていただきました。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 今、トータルとおっしゃったのは、お風呂とプールとその他の利用者を合わせたトータルをお聞かせいただいたということなんですね。

串山しあわせ創造部理事 はい。

中原委員 その他の利用者については、年度的に数の変化についてはいかがですか。余り変わらないということなのか。

串山しあわせ創造部理事 そうですね。横ばい的です。

中原委員 はい、わかりました。今お聞きしたところでいきますと、年々利用者が減っているところかと思えます。人口も減少しておりますから、自然に減るということも考えられますけれども、それ以外の何か要因があるのでしたら、ふえるように工夫をしていただき

たいと思うのですが、そのこともあって、今回、新しい事業者に恐らく担当課としても期待をしているところということかなと思いますが、町としてこの利用者をふやす取り組みについて何かお考えでしたら、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほどお聞きをしました修繕箇所についてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 修繕料についてですけれども、こちらにつきましては、指定管理者の募集要項に基づいて、リスク負担ということでございまして、10万円以上は町が修繕していくというように今回募集要項でリスク負担を区分けしております。したがって、年間の必要な修繕、10万円以上の修繕項目を予想してですね、積算というんですか、修繕料を見込んでいます。

串山しあわせ創造部理事 少し補足をさせていただきます。修繕料350万8,000円につきましては、今申しましたように、これまで現行指定管理者は400万円、年間修繕費を負担するという協定書になっておりました。そして、現実に400万円を超える修繕費のほうがかかっています。27年度につきましては、リスク負担上、10万円を超えると町のほうでということもございまして、これまでの過去の3カ年の平均しました修繕費から見込んでおります。

また、あと利用者のふえる取り組みということでございますけれども、このたび新たに指定管理を公募いたしまして、やはり私たちもできるだけ多くの方に利用をしていただきたいということもありまして、最大限施設を利用していただける事業者の方の提案というのを心待ちにして行いました。明治スポーツプラザさんにつきましては、いろんな町民の日、夫婦の日、こどもの日の無料デーといったいろんな仕掛け、初めて参加する方の仕掛けづくりというものもご提案をいただいております。また、継続して参加される方を逃がさないというご提案のほうもいただいております。ですから、連携を密にしながら、そして、またお風呂も2時間延長していただけるということも聞いておりますので、よりサービスの向上に努めて、できるだけ利用者の方がこれ以上下がらないように安定し、回復することを目指して取り組んでいきたいと思っております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 修繕箇所については、今のご答弁でありますと、特にここ、ここ、ここっというように修繕の計画があるということではなくて、お金はとっておくのだと理解でいいんですね。



もし違ったら、また説明してください。

それから、利用者をふやす取り組みについてですが、確かに新しい事業者については提案内容についても、2月の臨時会で確認をさせていただいたところでありますけれども、いろいろ魅力的な計画もお示しいただいていると思います。町としても利用者をふやす取り組みにできるだけ力を貸すといえますか、後押しをしていただきたいと思うのですが。プールの利用者の方からバスの運行について、ちょっと不都合があるんだという訴えがありまして、ピアツァ5でプールのレッスンを受けているんだけど、一番遅い時間のレッスンを受けるとなると、バスの到着だったりとか、あとは帰るときのバスの便だとか、そのあたりでちょっと不都合があって、バスを利用してプールのレッスンに参加がうまくできないという訴えがありましてね、実はこれは大人の方から、今お話ししたのは大人の方からお聞きした訴えなんですけど、以前もバスの事業者の見直しがあった後で、同じような訴えは、それは子どものプールのレッスンのことも含めてだったと思いますけれども、バスの運行の時間が変わったためにうまく利用できないという声はあったんです。もしかしたら町のほうにもそういう訴えがあるかと思えますけれども。ここでは健康ふれあいセンターそのものについては地域福祉課の担当ということになりましょうが、住民生活課のバスの運営のほうともよくご協議をいただいて、何か部分的な対策が講じられないのかどうか、担当課同士でよく相談をしていただきたいなとこの場では要望しておきたいと思えます。

川端委員長 特に答弁は要らないってことですか。

中原委員 何か答弁したいことがあったらどうぞ。修繕のこと、何かちょっと不思議な顔してはったので、何かしゃべってください。

古橋しあわせ創造部長 ピアツァ5の修繕料ですけれども、本来修繕料であればここを直したい、あそこを直したいということで計上するのが本来かと思いますが、ピアツァ5の場合は指定管理者とのリスク分担をしておりますして、先ほど理事のほうから申しましたように、10万円以上を超える場合については、町がリスクを負担するということになります。今回、ピアツァ5の場合は、特に設備関係が古くなってきておりますので、どこの設備が急にいたんで、緊急修理をしないと営業に差し支えるという事態も想定されますので、一定3カ年平均の修繕費を積算いたしまして予算に計上しているというところでございます。

川端委員長 もう中原委員、よろしいですか。

では、次、竹原委員、どうぞ。

竹原委員 少し戻ります。老人福祉費、55ページなんですけれども、まず1点目、報償費のところですが、以前の決算書を見させていただくと、ノルディックウォークの謝礼みたいなのがあったんですが、今年度予算には上がっていないなと思って。ノルディックウォークの取り組みはもう高齢福祉課のほうでないのかな。ちょっと気になりましたので、確認させてもらいたいのが1点目です。

2点目が、次のページ56ページの19負担金、補助及び交付金のところの老人クラブ活動補助金とありますけれども、現在、老人クラブの活動として何人の方が活動されているのかなというのを把握されておれば、教えていただきたいなと。これが2点目です。

3点目が、同じく19のところのシルバー人材センター活動補助金と上がっておりますが、当初、平成25年4月からシルバー人材センターができていると思うんですけど、何カ年という時限的なものやったのかなと記憶しておるんですけども、そうじゃなしに、もう毎年のものであるのか、時限的なものであるのか、その確認をさせていただきたいと思います。以上、3点をお願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 報償費につきまして、ノルディックウォークですが、平成26年度につきましては、大阪府の補助金がありました関係で、一般会計で報償費、ノルディックのほうは上げておりましたが、その補助金が26年度まででございまして、27年度は介護保険事業特別会計の地域支援事業の中で入れております。その中で現在考えているところなんですけど、全日本子どもスポーツ連盟さんに委託をさせていただきまして、ノルディックウォークを8回予定のほうしております。ただ、ちょっと今年もなんですけど、追加ということでまた回数をふやす可能性もございまして、介護予防については、積極的に進めていきたいと思っております。

あと老人クラブのほうでございまして、現在30クラブございまして、平成26年4月では、1,342人の会員さんがいらっしゃいます。主に健康づくりであるとか、生きがいづくり、あと社会奉仕ということで地域に立って、いろんな安全ボランティアとかやっただけではないとお聞きしております。

古橋しあわせ創造部長 シルバー人材センターの件でございまして、シルバー人材センターにつきましては、平成25年度から一応町の単独として支援を開始いたしております。当初3年間をめどにそのときにまた見直すということで、スタートをいたしております。3年間で切ってしまうというようなご答弁ではなく、その時点で見直させていただきましてご答弁さ

せていただいた記憶がございます。

それと、シルバー人材センターにつきましては、現在非常に活発に活動されておられて、今までは町の単独という形で支援をしておりましたけれども、実際にこの4月からは、法的なシルバー人材センターの移行を視野に入れて活動されております。その関係で、今回250万円、町が補助金を計上いたしておりますけれども、それと同額、国費の補助も受けて運営をしていくということで、法的な団体にもう移行寸前というところまできておりますので、非常に活発な活動をされておるといところでございます。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 今の3点の答弁を聞き、いずれも安心させていただきました。老人クラブさんには、1,342人ということで、補助金として何人の方でと思っていたところでありまして、また活動のほうをまた推進していただければと思うのと、シルバー人材センターにつきましても、活発であるということもお聞きしましたので、これからもまた担当課のほうと鋭意調整しまして、もっと活動的に支援できるように要望をさせていただきたいと思います。

川端委員長 要望ということでね。

では、他の委員の皆さん。この民生費の中で質疑はございませんか。もうよろしいですか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 予算書の60ページ。節8の報償費児童虐待防止アドバイザー報償費についてお尋ねをしたいと思います。この事業は新しい事業かなと思ってるんですけど、どういった方をアドバイザーとしてお迎えをして、具体的にはどんな活動をどれぐらいの定期で行っていただくのか、確認をしておきたいと思います。

それから、64ページのこれは前の63ページから乳幼児医療助成費にかかわって上のほうに節13、20とあるわけですが、ここの節13の委託料で、医療システム改修委託料とあるのは、子ども医療費の助成を通院でも中学校卒業までという設定に改修されるという内容であるのか確認したいということと。

それから、ちょっと予算の組み方がよくわからないのでお聞きするんですが、節20の扶助費なんですけど、ここの実際に医療費ということで、通院と入院、掲げられておりますが、これは中学卒業までを反映したものであるのか。本会議等でお聞きしている範囲では予算の組みかえを行うかもしれないというようなことで、最終日に追加補正をされるというようなこともお聞きしたので、どこでその通院の、中学校卒業までという医療費を賄う

のかという、ちょっと予算の組み方についてお聞きをしておきたいなと思います。

それから、もう1点、予算書の65ページの一番下のところに、目10子ども子育て支援事業費とありまして、節19負担金、補助及び交付金の中で、一時預かり事業とあります。これは幼稚園型と括弧をして書いてあるんですけども、この幼稚園型の一時預かり事業というのは、町立も私立も合わせての一時預かり事業、幼稚園についてね、のことが書かれているのか、ちょっとよくわからなくて、これも予算の組み方のことで、今年度までと大きく変わる点でありますので、どう見たらいいのか教えていただきたいなと思うんです。

それから、今申し上げた一時預かり事業の下に、施設型給付費とありまして、これは私立の幼稚園にかかわることなのかなと思って拝見しているんですが、この内容についても詳しくお聞きをしておきたいなと思います。お願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず、60ページの児童虐待防止アドバイザー報酬費でございます。これにつきましては、新たな制度が設けられまして、要保護児童対策地域協議会の機能連携強化を図り、その対応に苦慮している事案に対応するために外部の専門的なアドバイザーの助言を受けるというものでございまして、年数回受けるということになっております。

それから次に、乳幼児の件ですね。乳幼児医療の委託料でございますが、システム改修委託料ということで、これは対象としましては、大阪府の乳幼児医療の助成制度が改正されます。その部分のシステムの改修費用でございまして、町の独自の拡充分につきましては、26年度で補正を行いまして、27年度繰り越しで同時に改修をしたいと考えております。したがって、町独自の拡充分については、この金額には含まれていないというところでございます。

節20の扶助費についても同じ予算の組み方をしております。

それから、65ページの負担金、補助及び交付金でございます。一時預かり事業（幼稚園型）としまして、これも子ども子育て支援制度で新たに創設されました。この一時預かり事業につきましては、認定こども園の1号認定のこども園への補助ということになります。したがって、新制度に移行を予定しております教円幼稚園が実施される一時預かり事業についての補助でございます。補助単価は通常で400円、休日等ですと800円という設定になっております。それから、ある一定の基準がございまして、一日平均利用

園児が大体8人、年間延べ2,000人以上がこの一時預かり事業の幼稚園型になるということでございまして、教円幼稚園では252日の実施を予定していると聞き及んでおります。

それから施設型給付につきましても、認定こども園への給付ということになります。教円幼稚園さんでございまして、これにつきましては、1号認定の子ども、それから2号認定の子どもが通園されますので、1号、2号とも、認定こども園への運営等の補助を行うものでございます。

今お聞きしている中では、夏休みも開園するというところでございまして、入園見込みにつきましましては、1号が37人、2号が11人と聞いております。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 児童虐待防止事業について再確認をするものですが、アドバイザーに外部から来ていただくということですが、それは、非常に解決が難しいケースについて意見を聞くということで、これは、直接、何と言いますか、児童虐待にかかわって困難な状況にあるご家庭と直接接するということではなくて、解決のためのそのケース会議とかそういうところへ来ていただくということなんですね。わかりました。そのように理解をしておきたいと思います。

これは、ちなみに新しい制度とおっしゃいましたが、何らかの補助事業というか、メニューがあって、補助金等が外部から受けられるとかそういうことがあってのことか、財源的な裏づけがあるようでしたら、参考までにお聞きをしておきたいと思います。

それから、こども医療費のことについては理解をいたしました。私が非常に腹の立っている大阪府の制度改定のみを反映するということであると理解をいたしました。

それで、今の説明でいきますと、今年度中の一般会計補正予算で、また、最終日に追加として出されて、それを翌年度、来年度に繰越されるということで、システム改修についても、医療費についてもまた、そのときに確認をさせていただくということになるのかなと思うのですが、システム改修につきましては、これは、やはり、2段階でしないといけないものなのか、1つにまとめてシステム改修そのものについてはやってもらうことになるのか、技術面でのことをちょっと参考までにお聞きをしておきたいと思います。

それから、最後の子ども・子育て支援事業費にかかわってですが、1点だけお聞きをしておきたいと思います。教円幼稚園さんについては、非常に保護者からも評判がいいですし、熱心に、別にとりたてて教円幼稚園がどうというわけではないのですが、熱心にされ

ていることは聞き及んでいるところであります。それで、この教円幼稚園だけではありませんが、私立の幼稚園連盟さんからの名前で要望書が出ていたと思うんですね。それに一定いえるものということにもなるのかなど、この予算措置が、思うんですが、あの要望に全面的にこたえたということになるのかどうか、ちょっとその点は確認をさせていただきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋しあわせ創造部長 何点かございまして、まず、1点目は、今回、導入されます個人給付型の施設型給付費については、公定価格に準じた形で積算をしております、また、その財源措置等についても的確にさせていただきたいというご要望があったと思いますが、これについては、それに基づいた形で予算組みをしておるところでございます。

また、もう一つは、細かい話になりますが、一時預かり等についても、市町村で、これ、委託という言葉を使っております、予算上は補助金という形で支出をしますけれども、市町村事業として委託をしていただきたいという要望があったかと思いますが、それについてもこの予算の中で反映をさせていただいております。

大きくは以上かと思えます。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 そのほかの質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、児童虐待対応外部アドバイザーにつきましては、府費補助金の中で児童福祉補助金として新子育て支援交付金、乳児医療助成等という中に含まれております。これは、補助率は10分の10ということになっております。

それから、システムの件ですね。システムの技術的な取り扱いにつきましては、一括して行うこととしておまして、予算上だけ区分しているということでございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

では、ほかの委員の皆さん、この民生費の中での質疑は、もうよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では、民生費の質疑を終わります。

次に衛生費に入るんですけれども、委員の皆さん、お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。そして、休憩後に衛生費の質疑に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、ご異議なしと認めますので、暫時休憩をいたします。再開は午後1時15分です。よろしくお願いいたします。

休憩午後0時06分

---

再開午後1時15分

川端委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続いて、衛生費の審議に入りたいと思います。予算書66ページから74ページをごらんください。ただし、67ページの目、保健衛生総務費のうち、節、繰出金、水道課に係るもの及び68ページの目、環境衛生費のうち、節、負担金、補助及び交付金、土木下水道課に係るものは、他の委員会の所属ですので除きます。

皆さん、質疑ございませんか。

中原委員どうぞ。

中原委員 予算書の69ページ、火葬場費の委託料の中で、墓地にかかわることを一つお尋ねしたいと思うんです。節13、委託料の中に深日墓地改修工事設計業務委託料とありますが、事業の内容についてはおおよそは把握しているつもりなんですけれども、昨年の当初予算でも同じような説明の名前で同じ金額が載っていたように思うんですけれども、それはどういったことなのか、お尋ねをしたいなと思っています。

それから、その下の土地鑑定委託料にかかわってもお尋ねをいたします。淡輪火葬場の駐車場用地の土地鑑定に係る委託料ということで計上されておりますけれども、これは、場所がどのあたりになるのか、また、鑑定後、これは鑑定をするということは、その後のことを当然検討されているということでしょうかから、その後の計画についても確認をしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、1点目の深日墓地改修工事設計業務委託料ですが、昨年も同じ同額の40万円でございます、深日墓地の場所は国道側でございますが、26年度に工事をした法面の改修工事の続きでございます、延長がブロック積みで約18メートル、法面工で約71平米のブロック積みの法面改修工事を予定しております。それに係ります設計業務の委託料でございます。

もう1点、土地鑑定の委託料につきましては、淡輪火葬場の前に駐車場がございます。その駐車場の用地につきましては、現在、賃貸借で指定管理者が負担をしております。こ

の用地につきましては、長年、賃貸借でしてございましたけれども、町のほうで買収を予定しております。それに係ります土地の鑑定を今年度、行おうとするものでございます。また、鑑定後につきましては、その金額によりまして、また、土地の買収につきましては、補正なりで対応の考えでおります。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 淡輪火葬場の駐車場に関して、もう少しお尋ねをしておきたいと思います。

長年、賃貸借によって利用してきたということでありましてけれども、これは、その賃貸借の費用については、今の説明だと指定管理者が支払っているということなんです。年額で幾らなのか、参考までにお聞きしておきたいのと、それから、買い取る計画であるということをお聞きしましたので、買い取るほうが、何と言いますか、将来にわたってのことを考えたときに、いいという判断になれば買い取るということになるのか、もう買い取ることは前提にされているんでしょうか。ほぼ前提でしょうね、鑑定するということはね、だと思わすけれども。ずっと借りている、それでお金がずっと積み重なっていくということと、それから、もう買いとってしまったほうが財政的な負担が少ないというご判断をしておられるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、指定管理者がこの用地について毎年のように賃借料を払っていると、この土地を岬町が買い取りますということになった場合は、指定管理者においては財政負担としては軽くなるわけですから、そのことに伴って、指定管理料の差がまた発生するとか、そういうことまで考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 現在、賃貸借料として指定管理者が支払っております金額は、年額72万円でございます。

この土地につきましては、現在、二国の淡輪ランプまでの道によって、以前はもうちょっと大きかったんですけども、今、大きな土地が二国の工事でちょっと小さくなっておりまして、現在の駐車場の分については、擁壁でちょっとかさ上げをして造っております。今後、その擁壁工事も地震なりの災害でもし崩れたりしますと、復旧に土地をお借りしている方との協議とかいうことも必要になってきますので、これまで指定管理者にも負担をしてきましたので、災害発生後の復旧、また、指定管理者への負担の減ということを勘案しまして、町で買い上げるという予定をしたものでございます。これによって、指定管理料につきましても、その分の負担が減額となってまいりますので、指定管理料の公募の対



象から外すと、総費用が変わってきますので、当然指定管理料につきましても減額をされると見込んでおります。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

では、ほかの委員の皆さん、何かございませんか。

田島委員どうぞ。

田島委員 中原委員の関連にまた、なるんですけれども、その用地の借地料ね、これも私も以前からずっと言っているんですね。これ、いつまで借りるんだと、これ、おかしいやないかということで大分言ってるんですけど、今回、また、当初予算でもこういう具体的に組まれてきたと。何でもういいかげんに整理して、あれ、できないかなという何か理由があるのですか。整理する理由があつたら、その理由をクリアして、何とかしましょうよ。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋しあわせ創造部長 まずこの駐車場用地につきましては、現在、賃借料という形で借り上げを行っておりますけれども、火葬場をそもそも整備する際に買収に応じてもらえなかったということがございまして、やむなく賃貸借で今日まで来ていると。前に議会の一般質問でもそろそろ決着をとというご意見もございまして、今般、その決着に向けて、用地を買収する方向で検討いたしまして、それに伴う土地鑑定委託料等を計上させていただいているところでございます。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 決着に向けて、そういう動きをされているということは間違いないですね。はい、わかりました。そしたら、一応眺めてみます。はい、結構です。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

竹原委員どうぞ。

竹原委員 67ページに戻りまして、ちょっと教えてほしいんですけども、目でいう予防費の節13の委託料のインフルエンザ予防接種委託料となっているんですけど、どのような事業だったのか、確認のため質問させていただきたいなと思うのと、個別予防接種委託料（三種混合等）となっているんですけど、以前、四種になったんだという話も聞いたことがあったと思うんですけど、その点、確認をお願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

門前保険健センター所長 まず、インフルエンザにつきましては、65歳以上の方と60歳から64歳までの高度の障がいをお持ちの方を対象に実施しております。自己負担は1,00

0円頂戴し、非課税世帯、生活保護世帯の方は減免という形で実施しております。接種率につきましては、平成25年度は53.2%、26年度は12月末で終了しておりますので54.4%というような状況となっております。

それと個別予防接種の三種混合はもう四種混合になったのではないかというご質問を頂戴しましたが、確かにそのとおりです。今は、不活化ポリオワクチンと三種混合を合わせて四種混合という形で実施しておりますが、まだ、当初、三種混合で接種したお子さんは、とりあえずは三種混合でなければいけないということになっていますので、一応、三種混合と四種混合の両方の形でやっている状況です。ただ、三種混合、不活化ポリオにつきましては、もう四種混合に変わっていますので、対象としましては非常に少ない状況です。

川端委員長 竹原委員、よろしいですか。

では、ほかの委員の皆さん、もう衛生費につきましてはよろしいでしょうか。

中原委員どうぞ。

中原委員 72ページの節13、委託料についてお尋ねをいたします。

説明の欄の下4行に粗大ごみ等処分委託料というのが4つ設けられておりまして、その種類ごとに計上されているという格好になっておりますが、こういう形でお見受けしたのは初めてですので、予算の組み方といいますか、少し説明をいただきたいなと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 平成26年度の当初におきましては、これらを合計しまして、粗大ごみ等処分委託料として一つであげておりました。粗大ごみも種類がありますものですから、それぞれの種類に応じてこれだけの委託料ということの積算をした上での計上で、より明確にその委託料の内容がわかるようにということで分けたものでございます。

川端委員長 中原委員。

中原委員 これは、4種類とも同一の事業者委託をしているのか、それぞれ別の事業者ということになるのか、委託先を教えてくださいたいと思います。

それから、委託先を選定するに当たっては、入札のような格好なのか、随意契約なのか、お聞きをしておきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、現在、粗大ごみ、空き缶、空き瓶、蛍光灯、乾電池、それぞれ処分をしております。まず、蛍光灯と乾電池につきましては、野村興産という専門の業者でございまして、大阪府下というか、日本全国でほとんどこういう蛍光灯と乾電

池を専門に処分できるという業者というのはほとんどございません。大阪府下では、この野村興産以外にはございませんので、野村興産に随意契約をしております。27年度におきましても、蛍光灯の処分とそれと乾電池の処分については野村興産に随意契約の予定をいたしております。

それから、粗大ごみ、不燃ごみ、空き缶、空き瓶なんですけれども、現在、粗大ごみにつきましては、大栄環境に委託をしております。空き缶、空き瓶については安田金属工業に委託をしております。26年度におきまして、この処分につきましては、プロポーザル方式をもちまして業者を選定いたしまして、応募のあった業者の内容に基づいて審査をいたしました。結果、大栄環境に委託をしておりますが、この27年度におきましても、同じようにプロポーザル方式で業者を選定したいと思っております。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 もう少しお尋ねをしますが、今、選定方法のことで、4つの事業者の名前が出てきたと思うんですけれど、ごめんなさい、3つ、ありがとうございます、3つの事業者の名前が出てきたと思うんですが、プロポーザルという格好での選定については、1種類のごみ、粗大、不燃ごみのことを選定方法としてプロポーザル方式で選定したとおっしゃいましたが、ほかの2つの事業者については随意契約ということになるわけなんですかね。

川端委員長 もう少し詳しく答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 粗大、不燃ごみの処分について、プロポーザルによって選定をします。空き缶、空き瓶についても同じようにプロポーザル方式でやりたい。乾電池と蛍光灯については、野村興産に随意契約ということで考えております。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 昨年度、この粗大ごみ等の処分については、一昨年でしたか、事件もありましたから、その後の事柄については恐らく慎重になさっていることと思うんですね。

それで、昨年の当初予算で確認しますと、粗大ごみ等処分手数料は848万円組んでおられたようであります。

今回、この合計、4種類の委託料を合計しますと、昨年度よりは大きな金額になるようなんですが、それは何か根拠があつてのことなのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 この粗大ごみ、不燃ごみ、また、蛍光灯、乾電池などそれぞれに排出予定量を算出いたしまして、それぞれに運搬費、選別費、それと処分費というよ

うに計算しまして、それぞれの項目について算出をしたものでございます。昨年よりも数量的には減少しているものもございますので、それらトータルをすると、本年度のこの4つの処分委託料の合計が1,315万9,000円になります。昨年、848万円と比べますと、約467万9,000円の増となっておりますが、うち一番大きなものでいきますと、空き缶、空き瓶については、リサイクルというほうに回っているんですけども、一般廃棄物には変わりございませんので、一般廃棄物として適正に最終処分をするまでの費用について積算をして、計上をしたものでございます。リサイクルというところで、一般廃棄物で排出事業者が最後まで責任を持たないといけないというものがございまして、リサイクルで瓶など非常に細かいものまで残ってきますので、そこまでを処分しないと一般廃棄物として最終処分ができないということもあります。これは、事件を契機として、大阪府、あるいは警察からも指摘を受けたものでございますので、適正な処分をするための費用として積算の上、計上したものでございます。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 今の説明でいきますと、空き缶、空き瓶の処分委託料がやはり大きくなると、金額としては、その量に応じてということだと思うんですが、来年度の排出量がこの空き缶、空き瓶についてはふえるということによるものではないんですね。何か難しい。また、私、波戸元課長のところへ行って、お聞きするようにしましょうか。

川端委員長 お尋ねいただけますか。

中原委員 また、詳しく教えてください。

川端委員長 では、ほかに皆さん、衛生費の質疑はよろしいでしょうか。

では、竹原委員からどうぞ。

竹原委員 今の中原委員の関連なんですけれども、埋め立て処分場で以前、予算で監視カメラというのが上がっていたと思うんですけれども、現在も監視カメラ、十分に機能して運営されて、どこで見張られているのかというのだけ確認させていただければと。また、処分場自身もきれいさっぱり片づいたよという確認だけさせてもらいたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 事件を契機といたしまして、埋め立て処分場への入場についての監視のために入り口に監視カメラを設けております。フェンスから中側に1カ所と、リサイクルセンターのところにも1カ所、2カ所から搬入する車両の車のナンバーであったり、それから積み荷であったりというのを撮影いたしておまして、半年、約7カ月か

8カ月ぐらいでディスクがいっぱいになりますので、一応ディスクの交換をして、そのディスクの容量に応じて交換をいたしておりますので、ずっと残しております。

処分場につきましては、26年度にプロポーザルをしました業者によって、粗大、不燃、また、空き缶、空き瓶については、全て処分をしております、乾電池、それから蛍光灯も全て処分をいたしております。もう今、何も残っておりません。

川端委員長 竹原委員、よろしいですか。

では、田島委員どうぞ。

田島委員 私から塵芥費の部分で、節の12役務費と13委託料、14使用料、この項目について、お尋ねしたいと思います。

12の役務費に、これはフェニックスの搬入手数料571万6,000円、これは何を搬入しているかということと、大体年間搬入量、そして年間の搬入回数、この点について、ちょっと説明願います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、このフェニックスへの搬入手数料につきましては、ごみ焼却場から出てまいります焼却灰、それと燃えがらを運んでおりまして、週4回運んでおります。単価が平成26年度では7,236円だったんですが、27年度については値上がりしまして、9,072円。トン当たりの単価が値上がりをしておりまして、搬入量につきましては630トンを予定しておりまして、合計571万6,000円を計上させていただきます。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 ごみの減量化に逆行して、今度は、灰の分量がふえているということになるので、何でふえるのかなという疑問点を抱いているんですけども、これ、週4回で、どこまで搬入しているか、ちょっと聞きもらしたんですけど。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 予算計上いたしましたトン数につきましては、昨年度も同じ630トンで計上いたしております。搬入場所につきましては、石津川ですか、石津のインターをおりて、堺になるんですか、フェニックスの泉大津の基地がございます、その基地まで搬入をしております。

焼却灰が2回、燃えがらが2回という内容でございます。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 それでは、委託料の部分について、ちょっと確認します。これ、焼却灰等運搬委託料の部分ですけれど、これ、重複するのかわかりませんが、これも量とどこまで運搬しているのか、何回運搬しているのか、この点についても説明願います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 委託料に計上しております焼却灰等運搬委託料につきましては、先ほど申しあげましたフェニックス処分場への運搬業務でございまして、週4回町でリースしております4トンのダンプで運ぶ委託料でございます。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 そしたら、説明でこのリサイクル施設の運営委託料、先ほどの中原委員の質問にもちょっと重複するんですけども、この粗大ごみ等の処分委託料、この4点ですか、この部分でトータル1,315万3,000円等々と4点の部分要ると。この中で、空き缶、空き瓶について、この部分について563万1,000円と、この空き瓶、空き缶、これはリサイクルとしてではなしに、もうごみとして処分の委託をされているのか、それともリサイクルとして、また、処分の委託をお願いして、このリサイクルは逆に収益の部分があるのか、ないのか、極端に言えば、空き缶でもアルミ缶でしたら、結局、圧縮したインゴット幾らという金額で、これは、結局お金に変わるものですが、これも一切合財全部ごみ、粗大ごみ処分委託料に入れられているのか、この点について、説明願います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 空き缶、空き瓶の当然スチール缶、あるいはアルミ缶とございます。リサイクルを例えばスチール缶でしたら金属、アルミ缶でしたら、また、アルミに再生の原料となります。その分につきましては、委託料の積算の中から、売却単価というんですか、それを差し引いた上での委託料の計算をしたものでございますので、差し引き、563万1,000円という計上をさせていただいたものでございまして、その中にリサイクルとして、有価になるものについては除いております。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 この収益の部分については、どの程度の収益部分があるんですか。その除いた部分で563万1,000円になっているんですけども、その空き缶、空き瓶等について、リサイクルの部分の収益やった金額はいかほどか、まずご説明願いたいんですけども。

川端委員長 答弁をお願いします。

田島委員 ちょっと調べといて。ほかちょっと確認しますから。

そして、最後ですけれども、この使用料及び賃借料で14、車両借り上げ料の部分について、どんな車両を借り上げて、積載量どのぐらいの車両を借り上げているのか、ちょっと説明願います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、1点目の空き缶、空き瓶ですけれども、27年度の処分の見込み量につきましては約220トンを見込んでおりまして、それに有価物の売却として約225万7,000円の売却益を見込んでおりまして、差し引きの計上額といたしております。

それから、車両の借り上げですけれども、フェニックスに搬入をするための4トンのダンプ1台、それと、場内での運搬用として2トンのダンプが1台、それから、リサイクルセンターで使っておりますショベルローダーのリースが1台という計3台でございます。

3つの車両でございます。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 この車両借り上げについても焼却灰の運搬の部分についても、全部別個、別個にこの委託料になっていますわな。この車両というのは、どうしても借り上げしなければならないのか、それとも町として、町の車両として持った場合の経費の部分についてかなりのものが要るので借り上げるようにしているのか、その部分について検討した経緯はあるんですか。ずっとこの予算書を見せてもらってから、ずっと借り上げになってるんやけども、それを今、行革の折、やはり、何でもかんでも借り上げてるばかりじゃなしに、自前の車をもつとかそういう部分に考えたことはないですか、検討されたこと、過去。

川端委員長 この件について。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、この4トンのフェニックスに行っているダンプなんですけれども、これ、通常のダンプの荷台ではなくて、フェニックスに運ぶための灰ですので、また、燃えがらもありますので、荷台の部分改造しております、相当深く物が積めるようになっております。2トンダンプも同じように、もし4トンダンプが故障しますと灰が運べなくなりますので、2トンダンプも同じように箱型に改造いたしております。通常の4トンのダンプの購入費、それと2トンのダンプの購入費を合わせますと、相当な、約2,000万円近い費用になってまいりますので、リースをして5年リースとなっております。5年が経過した段階で、再リースでリース料がどんどん下がりますので、結果的には、町の負担というのはそれだけ軽減されるのではないかということでリースで購入を

してきたものでございます。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 そういう検討をされたというお考えですけれども、これは、町として検討されて、そういう金額になると見ているけれども、外部的にまた計算したら、そんなことないでという考えはあると思うんです。もうこれ、長いですね、このリース。これ、1社ですね。ずっと委託していますわな。これ、ずっとこの、どこの会社か知りませんよ、知りませんけれど、ずっとこの委託をされているんですか、歴史的に。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 一応5年のリースをしておりますので、その車両の荷台がもう錆びてぼろぼろだとかですね、使用に耐えないという段階でリース、改めて業者を入札しまして、新たにリースし直しておりますので、業者がずっと続くというものではございません。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 続くということはないと思うんですけれども、ぶっちゃけてリサイクル施設運営委託については、恐らく、私、間違っていたらごめんなさいやで、合特法に絡んでこれは運営していると思うんです。その部分と今、私、質問しているこのリースの部分は、この合特法には何ら関係ない事業ですか。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 リサイクルセンターの運営委託とこの車両の借り上げというのは、別に関連するものではございません。あくまでも車両の借り上げについては、ごみ処理施設からの灰の搬送分のための車両、それと、リサイクルセンターでのプラの処理のための車両の借り上げというものでございます。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 わかりました。その部分だけ確認したかったわけです。その合特法と関連した事業であるのか、事業でないのか、そして、この車の借り上げについては、ずっと同じところでリースされているのかという確認をさせていただきました。

最後にちょっと確認ですけれど、し尿処理場のその脱水ケーキ出るんですけれど、この部分の焼却は当町のごみ焼却場で焼却していると、これは大体聞き及んでわかっているんですけれども、このし尿処理場費の中で脱水ケーキのその取り扱いの部分の説明が、見てもわからないのですけれど、どこに載っていますか、脱水ケーキのその処分の。

川端委員長 答弁をお願いします。



波戸元しあわせ創造部住民生活課長 し尿処理場から出てまいります汚泥ケーキにつきましては、ごみ焼却場で焼却をしておりますので、汚泥ケーキの処理に係る費用については計上するものはございませんので、予算には計上しておりません。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 そしたら、焼却場まで搬入するその経費等については、焼却場費の部分で賄っていると。し尿処理場での経費はかからないというのはおかしいと思うんですけど、予算的に。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 し尿処理場からごみ焼却場までの搬送については、職員が持って行ってあります。2トンのダンプに積載をして搬入をしております。当町のごみ焼却場とし尿処理場の間を往復というものだけでございますので、特に費用的には発生しておりません。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 ちょっと私、理解不足で、その2トンのトラックにしても何でもなしでは動かないですね。それに係る経費というものが要りますよね。幾ら職員が動かしていても、日常の業務の中に入れてある。でないと、私、この説明がないから、どないしてやってはるのかなと、予算上ちょっと理解しにくいので、次からそれらしき説明ができるようにちょっと予算の編成をしておいてくれますか。もし、嫌だったら結構ですけども。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 し尿処理場で発生する汚泥ケーキにつきましては、ほぼ毎日、運んでおりまして、し尿処理場の職員が2トンのダンプで運搬をしていると。2トンのダンプのリース料だけこの車両の借り上げ料にはありますけれども、これは、4トンのダンプの故障したときの代替も合わせて使用しておりますので、ごみ焼却場の塵芥処理の中に計上いたしておりますが、汚泥ケーキの分につきましては、特に費用的にはかかっておりませんので、職員の分については、し尿処理場職員がやっておりますので、その点、計上するものがございません。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 わかりました。今の説明で大体わかったんですけども、この説明をいただかないと、ずっとわからんままで、地下鉄はどうやって入れたんだというそういうような悩み事でおったんですけども、やっとわかりました。次からまた、わかるように説明を入れておいてください。これは、要望にしておきます、説明の部分については。はい、結構です。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

では、ほかの委員の皆さん、衛生費の質疑はもうよろしいでしょうか。終わってもよろしいですか。

それでは、衛生費の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、土木費に入ります。予算書84ページの目、都市計画総務費、節、負担金、補助及び交付金のうち、住民生活課に係るものをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員どうぞ。

中原委員 住民生活課の路線バス運行事業者補助金にかかわってお尋ねをいたします。

昨年、今年度になるのでしょうか、ゴールデンウィークの時期のみさき公園駅への乗り入れの問題で非常に担当課としてもご苦勞をされて、周知等については大変な思いをされたところと、また、それについては、利用者にとってもご苦勞をおかけしたというような経過があったかと思いますが、そのときも申し上げましたが、できるだけ早い段階でことはどうするんだと、その年によって、祝日とかの並び方が違いますので、毎年、相談する必要があると思うんですね。そのあたりの協議はもう始めておられるのかどうかということをお聞きしたいのと、それから、私、一般質問でも申し上げましたが、やはり、赤バスについては便数をふやすことが必要であろうと思っています。部分的にはあっても、少しずつの改善を図っていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、このことにかかわって、乗客の乗り降りの状況等について、逐一把握をされているのかどうか、例えば、この時間帯は多いですねとかいうような把握の仕方をされているのか。以前、一度バスに実際に職員の方が乗られて、乗車状況について確認をされたと、非常に苦勞されたところだなと思いますけれども、詳細にわたって、そのあたりの乗車の状況について調べておられるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 ゴールデンウィークの際にみさき公園の駅まで、現在、上まで上がっておりますけれども、みさき公園の入場者が非常に多くて混雑するため、バスの乗車については上まで上がれないというような状況がございまして、あいクリニックのところですかね、みさき公園東口で乗車、乗降されていると。この協議については、みさき公園からその年度のゴールデンウィークの対策ということについて協議に来られます。それを受けて、バス会社にこのようなことでみさき公園から来られたということで対応を協議させていただくんですが、今年につきましても、昨年はちょっとばたばたしましてご迷

惑をおかけしましたけれども、今年につきましては、少し早目にみさき公園なり、また、それに伴うバスの乗り入れについて、早くから協議をさせていただきたいと思います。混乱のないように、できるだけさせていただきたいと思います。

それと、2点目の乗降調査なんです、うちの職員で乗降の始発から終わりまで、乗降調査を行いました。やはり、6時台というのは非常に少ない状況でございますけれども、午前8時、8時半ぐらいまでは通勤、通学客の方が望海坂から、また、小島からも乗られる。お昼の時間帯については、高齢者の方が買い物に、あるいはみさき公園へ行かれて、電車に乗られてという方が何名かおられます。幸いなことに一人も乗っていないというような状況がなかったということも聞いております。

今年も職員が実際に乗って、そういう状況を調査しようとは思っておりますが、車にはドライブレコーダーというのもついておりますので、ドライブレコーダーの確認、乗降の把握もして、今後の便数なりの参考にしようかなという考えもございます。

以上のような状況です。

川端委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 ゴールデンウィークの対応についてはお答えがあったとおり、早くからこちらから協議を必要であれば進めていっていただくように、混乱のないようにしたいということでありましたので、そのように対応していただきたいと思います。

それから、今、お答えいただいた赤バスの乗降調査のことですが、それは過去1回されたときのことをおっしゃっておられるのか、私の存じ上げないところでほかにもされているのか。私、直接乗車されて調査をされたというのは1回しか知らないんです。それ以外にも担当課としてそういう調査をされているのですか。この今おっしゃった乗降調査をされたというのは、いつごろの時期のことか、お尋ねをしたいと思います。

古橋しあわせ創造部長 乗降調査につきましては、今の運行会社が24年度からバスを運行しておりますが、24年度、25年度、年1回ずつ乗降調査をしております。24年度は職員が乗り込んで、25年度については、バス会社と協力しながら乗降調査を行っております。26年度につきましても可能な限り乗降調査をしたいと考えているところでございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

それでは、もう委員の皆様、土木費の質疑は終わってもよろしいでしょうか。

田島委員どうぞ。

田島委員 赤バスの話が出ましたので、ちょっと将来的なことを質問したいと思うんですが。

ぶっちゃけこのバスも住民にとっては便利な交通機関ですけども、補助金が結構4、150万円ほど要っていますわね。大変な町にとったら大きなお金です。これについて、今のところ、バス会社というのは経営が苦しいと、そういうことは、はっきりぶっちゃけ聞いておりますので。しかし、住民にとったら、まだまだ運行のダイヤとか、運行状況を見直しをしてほしいという声がたくさん上がっているんですけども、しかし、バス会社としたら、もう堪忍してくれというような状況の中で、将来的にこのバスをどうするのかということが一番大切と思うんです。住民の要望を見直すなら、補助金も見直すべき時期が来ていますので、どうするかということが今後の課題と思うんですけども。

もう1点は、今まで走っていただいているその多奈川線、南海電鉄の多奈川線の競合する路線部分がありますわね。この部分について、赤バス等については1回100円の料金ですから、淡輪の方が多奈川まで行くのに乗りかえて、運賃が結構要るわけですから。そしたら、赤バスのほうが安いとなれば、結局、南海電鉄も多奈川線を運営するには、かなり厳しい営業形態になっていますわね。私も多奈川線をよく毎朝、眺めてるんですけども、ラッシュ時でもそれほどたくさん乗っていないんですね。もう立っている方が少ないぐらいですね。そして、昼間なら1両に、2両連結ですけども、1両に1人か2人、はっきり言って、空気運んでいるようで、ほんとに恐らく黒字じゃないですね。実は、私、きのう、南海の本社へ行ってきたんですけども、やはり、大変厳しい経営状態ということも言われていましたし、これは、町としてもやっぱり、既存の鉄道をなくしてしまったら、高齢者もこれからどうするんだと、はっきりいって、病院も行かんなん、そして、いろいろな部分あるんで、多奈川線をなくさんようにするにはどうするのかということも考えていかんと、赤バス一本で補助金出してぼんぼんやれば、恐らく南海電鉄もいいかげんにしてくれとなってくると思う。また、逆に補助金出してくれんと多奈川線走りませんよとこういう話になってきた場合、ほんまに首をつらないといけないような状況になりますわな。

ということで、路線の見直しも大事ですけども、補助金の見直しもついてくると。そして、現代、今まで走っていただいたこの多奈川線についても、これは、協働性を持って考えてあげんと、やはり、共倒れになってしまうということになりますので、どうですか、担当課としたら、現状のままずっと運行していただけるんですけども、このバス会社は、はっきり確認してきました、こんな赤字状態では会社を潰しますと、よって、今の補助金ではよう走りませんという消極的な返事をいただいているんですけども、来期は更

新していただける可能性はあるのか、ないのか、担当課はどう考えていますか。

町長でも結構です。

川端委員長 町長、答弁をお願いします。

田代町長 これは、政策的な問題なので、担当部長で、じゃ、最後までこれで行くのかということの答弁は非常に難しいかなと思いますので、私のほうでかわって、現状の考え方をひとつご理解していただきたい。

確かに委員おっしゃるとおりで、赤バスについては、もう撤退も余儀なくされている、赤字状態が続いている、年間一千何がしのものの赤字が続いているということで、28年度までですけれども、その途中にして撤退をしたいという意向を言ってきております。

その中で、先ほど多奈川線と赤バスとの福祉バスとの絡みの件なんですけれども、やはり、多奈川線は通勤、通学もありますし、その他病院、また、買い物いろいろあってご利用なさっている部分があるかなと思います。赤バスについては、やっぱり、日常生活をしていくための交通手段ということで、これは、絶対欠かすことのできない、まあ言えば福祉バスとしての機能を果たしていかなくちゃいけないということを思っております。多奈川線の存続については、これは南海さんが考えることでありますけれども、私どもは地元の交通アクセスとしてやはり多奈川線も大事にしたいという思いから深日港の活性化を図って、そしてお互いの交流、洲本と深日港の交流を図って多奈川線を利用して大阪方面また関空方面に行っていただく。また、逆に関空から深日港を通して洲本へ、多奈川線に乗ってという、そういう交流人口を図りながら、拡大を図りながら多奈川線の有効活用を上げていけて存続ができれば、このように思っております。

ただ、赤バスについてはおっしゃるとおり補助金を上げれば、それは他のバス会社も手を挙げてくれるんですけれども、今回のバス会社さんについては、非常に厳しい金額が出ているということになれば、今、行政改革をやっている中で果たしてそれだけの金額が出せるのかどうかということが非常に厳しい。以前は大阪府から2,000万円程度のまあ、そういった補助も出ておりましたけれど、それも全くなくなって町単費で現在やっているような状況でございますので、それで現在、そういう事情の中で他の会社はないものかということで今、他社を当たりながら、それでまあいろいろ考え方もいろいろ考えて、例えば健寿会さんの会報も見せてもらいましたけれど、地域バスということも書かれておりましたが、確かに地域によって地域の方に責任を持ってもらう、まあいわば地域の方で運行してそこへ補助金を出していく方法もあるかと思っておりますけれども、うちはたまたま多奈川

ピアッツアに行くいわば直線、まあいわば望海坂例えば北から南へって言ったほうがいいかな。北から南へ端まで行く路線バスが必ず必要であるということで、最初のころは直接出していたのですが、渋滞が続く中でどうしても時間帯がうまく合わないということで乗客が少なくなってきたということからじゃあ、ループ制にしようということで淡輪は淡輪、深日は深日、多奈川は多奈川というループ制にしました。ところが、ループ制にしたところが役場の前で20分、30分待たないかん。そしてまた、行きはええけれども買い物にオークワへ行ったら帰りのバスがなかなかない。こういういろんな不便さを私は十分聞いております。そういったことも今後含めて、バスのダイヤ改正またはそういったルートの問題、そういったことも考え、しっかりと見直してそれをしっかりと受けとめてくれるバス会社を探していきたい。このように思っておりますので、今その作業はやっている、今その調査活動に、担当部長とも相談しながらやっている最中ですのでひとつ、その辺はひとつ、おっしゃることはもう十分、私もよく理解しておりますので、交通の場合は生活手段としてのこの赤バスは守っていききたいと、このように思っております。

川端委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 町長がおっしゃるとおり、やっぱり住民の日常生活の交通手段を確保していただかないと駄目ですけども、またバス会社もやはり運行できる現状の補助金対策も考えないと、これだけで走れというバス会社も限度があるしということで、ひとつ住民の交通手段のこの赤バスの将来展望について担当課とひとつ練っていただいて、いい方向にしていきたいなど。うちの会派は会派でまた赤バスのこの部分についてもいろんな提案もさせていただきますし、会派独自でまた研修なり資料集めもします。

最後になって余談ですが、この委員会後、お昼ご飯を食べて帰ってきて、この役場の庁舎へタクシーが1台入ってきました。そうしたら1名の高齢の女性がおりはって、田島さん、今、労災から帰ってきたんやねんと。Aさんに乗せてきてもうて来たんやと。そういう現状で大変困っている患者さんもおるんで、通常でしたら片道4,000円ほどいるんですわ。そのお母さん、うちの職員のお母さんですけども、まあそういうことで住民さんもまあ病院行くのに大変困っているということで、うちの会派も岬町から直通の労災病院まで行く方法はないかと。まあうちの会派は会派でまた勉強しますので、町長が日常生活の確保というのと方向性を頑張ってください、また考えが連動できたらひとつ、両輪のごとく頑張っていきたいなと思いますのでその点よろしく要望しておきます。

はい、結構です。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 この件に関しまして、会派の中でいろいろ取り組みをしている中で赤バス路線事業者補助金のところで1つ言わせていただきたいのが、以前もこの委員会だったと思うんですけども、大川・加太地区の実証運行調査っていうのを和歌山市のほうでバスで実証運行調査を行い、昨年12月1日、3日、6日、8日、10日にわたって岬町コミュニティバス、小島、住吉バス停までつながっていたみたいなんです。それでまあ小島、住吉まで行くと、和歌山バスがそのバス停まで来てくれてて続けて大川・加太方面へ行けるといった実証調査をされてみたいなんです。この実証調査をするに当たったりとか、住民のアンケート調査をするのとか、担当の課長に聞きますと100パーセントの補助金が出ていたと。それは和歌山の中で地域交通協議会をつくって、そこに100パーセントの試し運行とアンケート調査分の予算が500万円出ているのだという話も聞き、もうそれを岬町も利用でけへんもんかな、交通協議会を立ち上げて今、検討する時期に来たのではないかと、私はまあ単純にそう思ったんです。

それと、もうちょっと話をしている中で、和歌山市もこの北部地域っていうんですか、この加太地域の交通の不便なところっていうのを対応に苦慮しているみたいで、どうしても乗る人数が少ないということで、これからどのように運行していくのか頭を悩ませているところであるという話も聞きましたのでね。町長が先ほど、前向きに取り組むと答弁されている中で、やはり和歌山市との協議をする場を設けていただいて、双方隣町でございまして、もうそこからそこまでの話ですので協力できるところは協力して、乗り継げるところは乗り継げるようにしたりとかしていただいて、双方によくなるように持っていていただきたいなと思っています。もっと周知を徹底できていたら、確かに小島までバスで、小島、住吉バス停まで岬町の住民さんが行ったら、そこから労災病院のほうまで行けたみたいなんですけれども、そういう周知がまだ徹底されていなかったということで乗る人数も少なかつたらしいんですが、そういう和歌山市も困っているというようなことも聞いておりますので、できたら協議会なりをつくるのかというような取り組みをしていただきたいなと思います。

また、岬町の中でも交通協議会等々で、これからのバスなり住民の移動の交通手段の確保ということを念頭に取組んでいていただきたいなと、このように思っています。

それとまた、先ほど会派の取り組みの中で地域バスの導入ということで町長のほうから

もお話しをしていただいていると聞いて、聞かせていただいたんですが、見れば、見るほどこれからの時代はこういうような地域バスっていうのを和歌山市と同じような感じで導入していく時期なんかと考えておりますので、赤バスの現在の事業者は物すごい後ろ向きっていうのは間違いない後ろ向きですので、残りの2年の契約、28年度まででしたら2年しかないので直前になって検討していたら、またその前回みたいに半年延長やとか1年延長やとかになってその分の負担がまた大きくなるかもわかりませんので、前もって早いに27年、28年でどういようにするとかいう方向性を出していただけるように、前倒し前倒しで取り組んでいただきたい。その点に関しては、また私たちの会派からもいろいろと要望を入れていきたいなと思っておりますので、先ほど町長からいいお話を聞きましたので、要望をさせていただきたいなと思います。

川端委員長 竹原委員は要望なんですね。

竹原委員 はい。

川端委員長 町長はね、何かお話ししておかないといけないことありますね。

町長、どうぞ。

田代町長 先ほど、田島委員さんにもお話しさせていただいたとおり、要は岬町の住民の生活の手段でありますこの交通アクセスはきちっとしなきゃならない。それにはやはりお金がつかいてくる。限られた財源の中でどうしようかということで迷っていることは事実でございます。それで、その中で加太、大川の話が出ましたけれども、これはもう3年ほど前から私は和歌山市長とも十分話を詰めております。そんな中でお互いにじゃあ、小島から加太まで行くのはわずかだから、そこまでうちは持っていこうと。そのかわり、和歌山市のほうから正式に文書でいただきたいということだった。その後、アンケート調査をとってその結果で岬町にご返事しましょうというところまで前市長さんとの間でできていた。ところが、市長さんが新しく変わられて、今回この話を現場同士で話をしたと思いますけれども、結果的にアンケートを取った結果、余りいい結果が出なかったということで和歌山市としたら自分ところの区域だから加太からバスを回せよという結論に達していることはご存じでしょうか。そこにも達してですね、じゃあ、うちはそこまでだったら無理して大川のほうまで送らんでもいいなという、岬町としてはそういう結論を持っているんです。たまたま、その大川地区まで持っていくには事情が1つだけあるんですね。これはまあ個人的事情っていうのか、地域事情っていうたらいいのかわかりませんが、大川の住職さんが多奈川の東畑の、また西畑もそうかもしれませんけれども、お寺の守をしていただいている



という関係があつて、これは全く歩いて小島まで来ていただき、そこから東畑へ行ってもらうのは気の毒だなということから和歌山市の議員さんからもそういう話があつて、これは真剣に取り組みました。それ結果は、和歌山市のほうで大川のほうまで何とか出したいという結論でありましたので、岬町のほうがそこでじゃあ、お願いしますということで終わっているっていうことはご理解をしていただきたいと思います。

それから、和歌山市の場合は、南海バスが出ております。それで他のバスも出ておりますから、いわば定期バスがしょっちゅう通っているっていうことなんです。岬町は残念ながら鉄道の駅が6つもありながら、南海さんの定期バスが出ていない。つまり、赤バスを通勤、通学、または日常に使っているという中ですので、その辺が非常にやりにくいというのか財政的にしんどい部分がありますので、その辺をどうクリアしていくかっていうことを先ほど田島委員のほうに今後は十分そのことも踏まえて、路線、中原委員からもよく言われますが、ちょっと上のほうまで何とか小さいバスでも回せないかというような話もよく耳にしています。それをどうやったらうまくいくかと。ですから、先ほど地域バスの話もさせてもらったのですが、じゃあ、望海坂でも地域バスが住民の方でやってもらえるのかなって言ったって、非常に難しいだろうなっていうのがあります。例えば望海坂からじゃあ、ピアッツアまで走ってくれるかっていったらなかなか走ってくれないだろうなあっていうのがあつて、やはり今の全体的にループ制であれ何であれ、全体的に1つのものでその交通手段を確保するというのが大事なかと、このように思っています。だから、いろんな案があつたら、どんどん担当に言っていただいて、こうしたらもっと安くついてもっと便利いいでっていうことがあつたら教えていただきたい。このように思います。だから和歌山市の場合は、そういうことになっておりますから一度市長さんのほうに確認をしていただいたら結構かと思ひます。

川端委員長 竹原委員、よろしいですか。

竹原委員 今もお話を聞かせていただきまして、自分たちのやらないといけないことがふえたなど思ひつつ、まだまだ研究する余地はあると思ひますので、いいアイデアをまた持っていかせてもらおうと思ひます。

川端委員長 そしたら、もう土木の質疑は終わりたいと思ひますけれども、委員の皆さん、よろしいですか。

では、土木費の質疑を終わります。

以上で一般会計歳出の質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論からです。反対討論ございませんか。

反対討論、なければ賛成討論です。

中原委員、どうぞ。

中原委員 本委員会に付託された来年度予算につきましては、賛同したいと思います。

子ども医療費の助成につきましては、当初予算には反映されていないということではありましたが、町長の所信表明にもあったとおり、追加で提案をされる補正予算に計上される見込みであるということも確認しておりますし、さまざまな検診においても、例えば大腸癌検診を無料化するだとか、妊婦検診についても歯科検診を拡充するといったことも確認をさせていただいております。

また質疑の中で確認をさせていただきました、私立幼稚園連合会からの要望にも積極的に答えるものとなっております、今バスのことについてはいろいろ議論があったところでもありますけれども、非常に苦慮されているところと思いますが、何とかバスを継続しようということは十分感じておりますし、これを廃止させないために町としてもできる限りの努力をとる姿勢は感じているところですので、本委員会に付託された内容については賛同したいと思います。

川端委員長 ただいま、中原委員からの賛成討論が終わりました。

続きまして、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

では、また賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号「平成27年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第5号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第6号「平成27年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では、予算書113ページから141ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 国民健康保険料の過去の推移についてお尋ねをいたします。一人当たりの保険料について確認をさせていただきたいと思います。

2011年度から毎年、一人当たりの保険料については、どういった金額になってきたのか。2014年度については見込みで結構ですので、お尋ねをしたいと思います。

それから、人間ドックと脳ドックについて、助成額の引き上げを毎回のようには私は求めているわけですが、来年度についてはどのようにお考えなのかということと、この助成を利用された方の人数についても確認したいと思います。よろしく願いいたします。

川端委員長 答弁をお願いします。

松井しあわせ創造部保険年金課長 まず1点目の保険料の推移ですが、2011年度、平成23年度から一人当たり保険料額について申し上げますと、2011年度、平成23年度では10万5,410円。続いて2012年度、平成24年度では10万5,447円。続いて2013年度、平成25年度では9万5,795円。あと2014年度、平成26年度見込みですが、9万2,147円。このように推移しています。

次に、2点目の保健事業に係る人間ドック助成ですが、平成27年度引き続き助成を実施する予定です。金額については引き続き人間ドック、脳ドックともに2万7,000円を限度として予算計上しております。

あと、人間ドック、脳ドックを受診されている方の人数ですが、平成26年度見込みでは、人間ドックで約80件、脳ドックでは25件程度です。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 初めにお答えをいただきました一人当たりの保険料ですが、今のところ頑張って引き下げ、また据え置きの方が図られていると確認をさせていただきました。この方向性を引き続き維持していただきたいと思います。

人間ドックと脳ドックについては、人間ドックは受診者数というか、この補助事業の利用者で言いますと、人間ドックは若干減少傾向という感じかなと思うんですけど、脳ドックについては少し減っている数が人間ドックに比べたら少し多いような印象を受けてお

ります。繰り返し求めているところでありますけれども、この助成額の引き上げを重ねて求めておきたいと思います。

質問は以上です。

川端委員長 よろしいですか。では、他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 129ページの国民健康保険の出産育児費という項目で840万円となっておりますが、平成24年度で17件、25年度で15件となっております中、この21名分を見込んでおられますけれども、増額の予算計上で見込みっていうことでよろしいのでしょうか。

川端委員長 答弁、お願いします。

松井しあわせ創造部保険年金課長 委員、言われたとおり、実績としては24年度で17件、25年度で15件。あと26年度見込みも15件から17件程度を見込んでいます。過去の推移から見て、平成26年度予算と同額の840万円、1件当たり42万円の20件を見込み、予算計上しております。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 岬町に少子化対策のチームが昨年末にできておると聞いておりますので、この予算額を超えて補正予算を組んでいただけるぐらい頑張っていたいただきたいなど、このように思います。

川端委員長 他に、もうよろしいですか。質疑、終えてよろしいでしょうか、委員の皆さん。

では、質疑を終えたいと思います。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論からです。反対討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

続いて、賛成討論。

中原委員、どうぞ。

中原委員 来年度の保険料については見通しが現時点では定かでないというのが実態かなと思いますが、過去における数年にわたる努力を評価しつつ、また来年度の保険料の引き下げを大いに期待するという立場から今回については賛同をしたいと思います。

一部、負担金について、これまで周知の努力が図られてきたということについても一定の評価をしているところではありますが、さらに周知を進めていただきたい。また、人間

ドックと脳ドックについては、助成金額を引き上げて一層病の早期発見、早期治療につながるように町としても努力をしていただきたいとあわせてお願い申し上げます。

川端委員長 中原委員の賛成討論が終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、賛成討論、ございませんか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号「平成27年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第6号は、本委員会において可決されました。

議案第7号「平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では、予算書142ページから152ページをご覧ください。

質疑、ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 1年前にこの後期高齢者医療を特別会計の予算の議論のときに、第4期の保険料を設定するという時期でありました。第4期の来年度は2年目ということに当たるわけですが、昨年度においては異例ともいえる財政支援を求める意見書が提出をされて、その意向もくんでということになったのでしょうか、伸びを抑制することができたという結果だったかなと思います。

それで、私、予算審議のときに、ぜひこの意見書の趣旨に添って安定化基金の拠出を町としてもどこかにきちんと意思表示してほしいと、求めてほしいということを要望し、またそのことを期待して賛同すると申し上げたのですが、実際にそのような行動はとっていただいたかどうかお聞きをしておきたいと思います。

川端委員長 中原委員の質問に対して、答弁はどなたが。

古橋しあわせ創造部長 この安定化基金の件につきましては、各広域連合につきましては大阪府内の全市町村が参加をいたしておりますので、岬町の場合は町村長会を通じた形で要望という形で町村長会の中で議論はされております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 微妙なお返事をされましたね。聞いておきます。

川端委員長 よろしいですか。では、他に委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論から。

(「なし」の声あり)

川端委員長 反対討論、ございませんか。

続いて、賛成討論。

中原委員、どうぞ。

中原委員 昨年度に引き続いて反対はしないという立場で結論的には賛成ということになるわけですけれども、討論に参加したいと思います。先ほどのご回答はちょっとよく聞こえなかった感じもしましたけれども、結果的にはこれ1期、2期、3期と連続して保険料が値上げを繰り返されてきてたんですね。それが4期の段階ではマイナス1円ということでしたけれども、伸びを抑制することができた。そのことは貴重だと私は思っておりますので、その貴重なことにぜひ町としても主体的な態度表明をしていただきたいなあと考えて昨年度はそのことに期待もして結果的には反対はしないということをお願いしたわけですが、それで今回についても、保険料の負担を据え置いたという状態が維持されていますので、あえて反対はしないという立場であります。ただ、毎度、毎度申し上げますが、この後期高齢者医療制度、そのものについては速やかな廃止を求める立場には変わりありませんし、2年ごとの見直しでまた今後、天井知らずで保険料が値上げされていくということは恐れるところでもありますので、そうならないように岬町としてもぜひ高齢者の皆さんの命と健康を守る立場で努力していただきたいと期待を申し上げて反対はしないという立場を取りたいと思います。

川端委員長 中原委員、今の賛成討論なんですね。

中原委員 そうですね。

川端委員長 じゃあ、中原委員の賛成討論が終わりました。

続いて、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 また、賛成討論もございませんか。

では、討論を終わります。

続きまして、採決に入ります。

議案第7号「平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致でございます。

よって、議案第7号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時、休憩したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 暫時、休憩します。

再開は午後2時50分です。よろしく申し上げます。

(休憩2時41分)

(再開2時50分)

川端委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

議案第10号「平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、予算書187ページから215ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 この介護保険の特別会計の来年度予算については、この後で条例提案がされる保険料の値上げも恐らく反映されているのかなと思うんですが、そういう認識でいいかどうか1つお聞きをしておきたいと思います。

それから、一定の所得の方には、サービスの利用料が今1割なのが2割に2倍に負担がふえるという問題がありますけれども、その件についてもこの予算で反映をされているということでもいいのか。ちょっと私、予算の構成がよくわかりませんで、それはどこにあらわれているのかといったことについてもこの機会にお聞きをしたいと思います。

それから、予算書の197ページの一番上の箱がありますが、これは国庫支出金、国庫補助金の金額が示されているものですが、目4の説明のところで、介護システム改修事業補助金というのがあります。147万円、計上されております。それから、あと他に今度は歳出のところで、予算書の200ページ、一般管理費の節13委託料のところで事務処理システム改造委託料というのと、それから205ページのこれは介護予防ケアマネジメント事業費の中にもシステム改修委託料というのがありまして、それぞれまだ先にも何かシステムにかかわるものはあるのですが、システム改修についてはこの3つかなと見ていたのですが、それぞれどういった改修が必要になってのものであるのかお聞きしておきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 介護保険料の改定に当たりましては、介護保険料が反映されているかと言いましたら、そのとおり反映させていただいております。ただ軽減分につきましては、国において予算が通っておりませんので、第1段階の軽減分については、予算は今回は反映はしておりません。

2番目のサービス利用が8月から2割負担になるということで、それを反映されているのかということですが、サービスの給付費の中で反映のほうをしております。

3番目のシステム改修の補助の内容でございますが、200ページの電算処理システム改造委託料につきましては、岬町で使っている介護保険処理システムの介護報酬の改定に伴う、あるいは27年度から始まります総合事業に対応するための改修、そういうものが入っております。

それと205ページですが、こちら地域包括支援センターで使っているシステムでございますけれども、こちら平成27年度から介護報酬が改定されるということでその内容を反映したシステム改修となっておりますので、システム改修の主な内容といたしまして



は介護報酬の改定に伴うものでございます。

中原委員 わかりました。

川端委員長 よろしいですか。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 失礼いたしました。国庫補助金の147万円のところでございますが、こちらに関しましては介護保険システムに対する補助金でございまして、現在国においては補助率とか補助額っていうのが定まっておきませんので26年度の改修を参考値として挙げさせていただいております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 ちょっと再確認をさせていただきますが、システム改修の件で1つ目にご説明をいただいたのは、予算書の200ページの事務処理システム改造委託料についての説明をしていただいたのが1つ目にお答えいただいた事柄ですね。歳出のところでは2つシステム改修が必要になると。これは、町としてはいたし方ない処置ということなんだろうが国のほうで介護保険法を変えたりとかいうことで伴うもので、それに対する財源的な手当というのは十分されているのでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 現在のところ、財源的な手当については明確には示されていないのですが、197ページの介護保険事業費補助金147万円を現在のところ想定しております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 国から147万円入ってくるということで、まあこれはまだ不透明な部分もあるのかなとは思いますが、200ページの事務処理システム改造委託料だけで、もう1,086万5,000円と非常に大きな金額になってくるということになりますから、これは私、こんなシステムの導入そのものをやめたほうが良いと思っていますけど、それが難しいと、町の立場でもしそういうお考えになるのならば、必要な財源的な手当てについても積極的に求めていくことをお勧めいたします。

川端委員長 よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 答弁は、よろしいですね。

中原委員 はい。

川端委員長 では、他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論からです。

中原委員、反対ですか。じゃあ、中原委員、反対討論どうぞ。

中原委員 担当部局の努力を考えますと、反対するには忍びないですけれども、やはり介護保険料が全ての所得階層において、引き上げられるということが反映されている予算ということになりますので賛成はできないという結論にならざるを得ないと思います。それから先ほどお聞きした中でも、一定の収入の方には介護サービスを利用したら2倍の負担になるということも反映されておりますし、質疑の中で確認をさせていただきました介護報酬の改定についても反映をされていると。介護報酬の改定については、過去に例を見ないほど大幅な削減ということになっておりますから、そのことから実際の利用者の方にいずれ何らかの形で不利益というようにつながってくることも大いに考えられますので、そういったことを岬町としていくら国が決めたことだからといえ、そんなことだけで具体化するということは許すわけにはいかないと思うんですね。

それから、先ほどご答弁いただいた中で、総合事業への対応ということもおっしゃられて、岬町としてはこの総合事業への移行は現時点では見送っておりまして、その立場については賢明だと私は思いますけれども、仕組みとしては準備をしていくということもありますので、その点についても賛同はできないと考える立場であります。

川端委員長 中原委員の反対討論が終わりました。

続きまして、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 反対討論もございませんか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第10号「平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第10号は、本委員会において、可決されました。

議案第11号「平成27年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、予算書216ページから228ページをご覧ください。

質疑、ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 本予算についてお尋ねをするんですけど、この先に大変長いタイトルの条例が幾つかありまして、それも関係してくるということになるのでしょうか。実際の実務上は計画を立てる段階なんかにおいて、この後提案される条例が反映されるということになるのでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 高齢福祉課の池下でございます。後ほどの議案第22号のところで、こちらの基準が載っているんですが、中身といたしましては要支援1、2の方のケアプランをつくる勘定科目となっております、ケアマネジャーの人件費、あるいはケアプラン代というところになっております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 質問はいいです。

川端委員長 いいんですか。では、他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

では、質疑を終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

川端委員長 続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論から。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないですか。

中原委員、反対討論ですか。

中原委員、反対討論、どうぞ。

中原委員 ちょっとあとの議案第22号の基準のことを今おっしゃられましたので、22号の議案の審査前ではありますけれども、私ちょっとこの22号の提案についてはいかがかなと。この後、また詳しく聞かせていただくことになろうかとは思いますが、ご用意いただいた資料を見せていただく範囲においては、この基準の見直し等について少し不安を感じるどころがありますので、それも全く関連がないというわけではありませんから、現時点においては賛同するということにはなりづらいという立場であります。

川端委員長 中原委員の反対討論が終わりました。

続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反対討論は、ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第11号「平成27年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第11号は、本委員会において可決されました。

議案第11号は、本委員会において可決されました。

議案第19号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を制定する件」を、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 概要版に基づいてお尋ねをしたいと思います。概要版の1ページに1の利用者負担とありまして、この①については、町立以外の幼稚園で認定こども園という新しい制度に乗る私立の幼稚園のことを指しておられるのかなあと思っているんですけど、それはそれで合っていますかということと、それから、そのことを先に確認させていただきます。

川端委員長 はい、1つね。じゃあ、答弁お願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 この①については、1号認定による幼稚園あるいは認定こども園ということで、岬町の場合は教円幼稚園さんが適応されるということになります。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 この①につきましては、国基準で設定をするということで利用者負担が設けられているわけですが、これは実際の保護者負担についてはどのようになるのかお尋ねをしたいと思えます。

川端委員長 1つでよろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 じゃあ、答弁お願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 この表にお示ししていますとおり、27年度からは応能負担ということになりますのでこの表に基づいて、また低所得世帯の減免ですとか、多子世帯軽減等もこの概に載せている基準で行うということになります。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 ちょっと私の聞き方がまずかったようで、私、私立の幼稚園の実際の保護者負担、実際に保護者が負担する金額について余り存じ上げていないんですよ。それで、現状と比べて応能負担ということですから、その世帯によって負担が変わってくるということかもわかりませんが、負担がふえるところが多いのか、そうでもないのか、実際の負担は変化はどのようになるのかということがお聞きしたかったんです。もう少し、説明いただいてもいいですか。

古橋しあわせ創造部長 まず、1号認定による私立幼稚園は今、認定こども園に向けて申請を行っておりますけれども、今現行、教円幼稚園の保育料は2万3,000円とっております。一律で2万3,000円でございます。で、国の示しております、基準の設定の考え方ですけれども、2万5,700円でしたかね、保育料に、入園料を加えた額からそれぞれの幼稚園就園奨励費を除いた額がこの国の基準で設定をされていると。年間、確か30万8,000円だったと思います。それから比べますと、教円幼稚園さんのほうとほぼ変わりがないので、所得階数によっては違いますけれども、負担の低くなる方も多くおられるのかなと思っております。ただ実際的には、現行の保育料が国が設定をした年間の保育料と余り変わりませんので、実質的には所得が一緒であれば大きくは変わることはないと考えてます。

中原委員 ③町立幼稚園の特例のことが書かれておりまして、3ページの下のほうに低所得世帯等減免とありまして、国基準に準じて設定と書かれているんですが、この現行はどのように規定をされて運用をされているか確認をさせてください。

4ページにも多子世帯軽減のことも書かれておりますので、それから月の途中の入退園についても、この国基準というようにこの3つについては書かれておりますが、今まで現状はどのように運用をされているのか、変化がある、変更がある事柄があるとすればそれは何なのか教えていただきたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 ③の町立幼稚園の特例でございますが、本来であれば①のほうの利用者負担という形になるんですが、町立の場合につきましては現行制度を維持するという考え方から③で特例による利用者負担金を設定するというものでございます。ご質問の低所得世帯減免、あるいは多子世帯減免につきましては、今現行制度では町立幼稚園、それと私立も含めてこういう設定はございません。今回の新制度において、初めて設定をするというものでございます。

川端委員長 よろしいですか。

では、他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないですか。

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

最初に、反対討論からです。ございませんか。よろしいですか。

では、討論を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

討論を終わります。

中原委員 すいません。賛成討論、出ましたか。

川端委員長 賛成討論、どうぞ。

中原委員 今後のことに期待をして、賛同をしたいと思います。といいますのは、今回の措置については、特に町立については保育所、幼稚園とも現行水準を維持するという事で、その点についての努力を評価したいと考える立場であります。今後ですね、この特別な措置については当面の間という条件が付いているということだと思っておりますよ。ねえ、町長。

笑ってる。もう、その当面がなるべくずっと続いてですね、変わるとしたら負担が軽くなるような変化がぜひあってもらいたいなと思っていて、今回の措置については町としての努力を認めたいと思いますし、また私立については、ほぼ変わらないというご回答もいただいたところでありますので賛同したいと思います。

川端委員長 中原委員の賛成討論が終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。また、賛成討論もございませんか。

それでは、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第19号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第19号は、本委員会において可決されました。

議案第20号「岬町立子育て支援センター条例を制定する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 1点、進捗っていうのを聞いておきたいことがあります。子育て支援センターで行われている給食調理についてのことです。このセンターで事業を行うことで(6)番として給食調理に関することということが出ておりますが、以前の答弁で共同調理場とどのようにすみ分けをするのかっていうあり方、検討委員会っていうのを設けられて検討されていたと思うんですけども、ここに出てきたっていうことは現状のまま、ここで保育所給食をつくり続けるという見通しなのかなと思いつつ、その点を1点確認させていただきたいと思います。

川端委員長 どなたが答弁。

部長、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 給食調理のあり方ということで、在り方検討会をつくっているいろいろ議論をしております。その中で深日保育所の深日小学校への移設というのも課題として出ておまして、現状としては今の給食調理室ですね。子育て支援センターの給食調理室で調理を行うということで今、検討結果として出しております。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 それは、もう結果が出たということで、もうこれ以上議論はしないということで間違いないのかということ、それともう1点、この子育て支援センター自身が公共施設のあり方っていうところにかかわってくるのかな。確認させてもらうのは、ここは築何年っていうんですか、かなり痛んできているという報告も聞いておりましたので、それだけ確認させてもらおうかな。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 給食調理につきましては、先ほども申しましたように深日保育所で単独調理を行っております。子育て支援センターで共同調理を行っているというところがございます。深日保育所を仮に深日小学校のほうに移設をすると仮定した場合においても、調理室までつくるというのは非常に困難でございますので、いずれにせよ子育て支援センターで調理をする必要が出てくるだろうという結論でございます。

それと、老朽化の問題でございます。昭和の40年代に施設が建っておりまして、築後40年以上経過しております。この一般質問でもございましたように、耐震化等については、現在小学校のほうで耐震化を進めておりましてそれが完了次第、耐震診断なりを行いまして必要であれば補強工事等をしていく必要があるのではないかと考えております。

子育て支援センターの建築年度ですけれども、昭和45年ということでございます。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 私も何度か緑ヶ丘の施設を利用させていただいたことはあるんですけども、実際このように子育て支援センターとして機能することを期待するものでありますので、建築年度はかなり古くはなってきたおんですけども、できるだけ子育てに関する専門的な施設として運営していただくことを要望しまして質問に変えさせていただきます。

川端委員長 要望ってということやね。わかりました。

他に委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。



続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

討論ないですか。

では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第20号「岬町立子育て支援センター条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第20号は、本委員会において可決されました。

議案第21号「岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 本会議場で本件についてはご説明もいただいたところでありますが、もう少し詳しくお尋ねをしておきたいと思えます。委員会資料19ページの第4条のところでお尋ねをしたんですけれども、ここでは人員に関する基準ということでそれぞれ専門職を配置することということが取り決められておりまして、この条例に書かれている基準については現状でも満たしているということでありましたが、4条の(1)、(2)、(3)という表記になっておりますが、これは1人ずつ配置するということになっておりまして、岬町の現状としては1人ずつ配置しているということなのかお聞きをしたいということが1点目です。

それから、この地域包括支援センターの仕事として要支援者のプランづくりということがそういう仕事になっていただいているわけでありまして、そのプランづくりについては、もうずっと以前から1人のケアプラン作成者が担当する要支援者の数が非常に多いという問題が、これはもう全国的な問題でありますけれども、あると思うんですが、岬町においてはその状況はどうあるのか。もう手いっぱいということではないのかなと思う

んですけど、実態についても確認をさせていただきたいと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 人員についてですが、岬町では保健師その他に準ずるものとして看護師を置いております。2番目、社会福祉士は職員で置いております。3番目、主任介護支援専門医は嘱託職員で置いております。3名全て置いております。

続きまして、要支援者のプランづくりなんですけど、一人当たりのケアプラン、本町では55人を上限として考えておまして、現在、平均持っている人数が50人程度となっております。

古橋しあわせ創造部長 委員長、ちょっと補足させていただきます。

川端委員長 はい、どうぞ。

古橋しあわせ創造部長 先ほどの人員配置でございますが、まず今現況としましては看護師を配しておりますが、これについては補正予算でも出ていましたけれども、育休等の取得により準ずるものとして看護師を置いておまして、本来でありましたら保健師、正職員の保健師を配置しているというところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 一人当たりのケアプランについても確認をさせていただきました。実態としては、この平均50人ということで、この数は事業を進めるに当たって無理がない数なんですか。

川端委員長 答弁、どうぞ。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 人によりまして処遇困難なケース等々ございまして、必ずしも数でやっていける、いけないという部分はあるんですけど、主任介護支援専門員がそのあたりの量をかんがみながら一人当たりの仕事量を目配せしているという状況になっております。現在のところ、無理はないとは判断のほうはしております。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

では、他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ございませんね。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第21号「岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第21号は、本委員会において可決されました。

議案第22号「岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑ございませんか。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 ちょっと言葉のご説明をいただきたいんですが、これ、見せていただいておりますと、指定介護予防支援事業という言葉があったり、介護予防サービス事業という言葉があったりするんですけど、何か似たような印象を受けるんですね。片方は支援という言葉で、もう片方は支援のところにサービスが入っているという感じで、よく似た印象を受けるのですが、この2つの違いが何なのかという非常に単純なことをお聞きしたいというのが1点目です。

それから2点目に、これはまあ市町村でこういう基準を定めなさいよと、この1つ前の条例制定もそうでしたけれども、そういった流れに従って基準をつくらざるを得ないものという理解をしているのですが、従前の、まあ現在の基準も何かあって、それに基づいていろんな事業をされているということだと思いますので、現在の基準と全く同じものを町としても掲げたのかどうなのか。何か変わった点があるのであれば、それをお聞きしたい。もう暴力団のことを書き加えたということは存じ上げておりますので、それ以外の部分で現在運用している基準と変わる点があるのであればお教えいただきたいなと思います。

川端委員長 答弁、お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 まず、介護予防支援事業という言葉と介護予防サービス事業の

違いについて申し上げます。

介護予防支援事業というのはケアプランをつくるという事業でございまして、介護予防サービスというのは、ホームヘルパーとかデイサービスとか実際に高齢者に支援をする事業ということになっております。その言葉の違いでございます。

2点目ですが、こちらの基準ですが、厚生労働省令で定められている基準を岬町の条例に置きかえたものとなっております。違いの点につきましては、先ほど委員おっしゃられたとおり暴力団規定と35ページに記載しているところですが、暴力団の規定のほうと、文章の保存の期限、国は2年というところですが、5年に変更しているというところ。委員会資料の35ページの下段に記載のほうに記載させていただいております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 これは、厚労省令にのっとるというか、そういう説明だったかと思うのですが、現時点で厚労省令にのっとった基準に従って運用をされているということなんですね。

川端委員長 答弁、お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 説明不足がありました。申しわけございません。こちらの条例が4月1日施行ですので、それまでにつきましては厚生省令に基づいて事業を行っております。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 ちょっと具体的にお尋ねをしたいと思います。委員会資料の21ページの基本方針というのがありまして第4条が設けられておりますけれど、例えばですが、この第4条の4号に当たりますか、この4号の後半部分ですね。下から、この4号の中の下2行になるんですが、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組みを行うもの等との連携に努めなければならないという表現がありますが、これも現時点で厚労省令に載っているものなんですか。

川端委員長 答弁、お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 載っております。この厚生省令に準じて作成のほうをしております。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論からです。

反対討論ですか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 これは、現在の運用している基準と同じということなんだろうということは、先ほどの答弁によって確認をさせていただいたんですけども、既に現在運用されているものとはいえ、岬町独自に掲げるものとしては私は不適當であると思う点がありますので、賛同できないと考えるものであります。

大きな点としましては、先ほどお聞きをしましたが、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組みを行うものとの連携という表現を先ほど挙げさせていただきましたが、これに類するような表現は他の箇所にもありまして、これは恐らく総合事業への移行を念頭に置いたものであると判断せざるを得ないと思うんですね。岬町では、ちょっと首かしげて、討論ってこんなんやったか、岬町では少なくとも当面は総合事業への移行はなされないという判断を行っておられますから、そこに合わせる必要は私はないと思いますので、こういったものを独自に条例制定されるということはいかがかという意見を申し上げて賛同しかねる立場を表明しておきたいと思います。

川端委員長 中原委員の反対討論が終わりました。

続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないですね。そしたら、もう討論を終わりたいと思います。

続いて、採決を行います。

議案第22号「岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第22号は、本委員会において可決されました。

議案第27号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 本件につきましては端的に言いますと、緑ヶ丘保育所という施設名がなくなると。これは新しい子育て支援法に基づく、結局この施設を支援センターという位置づけに変えると。現状、実際上はそうなっておりますから現状に合わせるということかなと思うんですが、今まで、この緑ヶ丘保育所という名前を削らずに置いておられたわけですね。それで実際の運用としては、子育て支援センターとして運用されてきたということだと思っておりますけれども、これまではこの名前を置いていたけれど、今回省くという措置をとられたのはなぜかということをお聞かせいただきたいのと、それから保育所があるということは、ちょっと実際の財政上のことは私よくわかりませんが、運営補助金の関係だとか、そういったことがあるのかなと思ったりしたのですが、この保育所をなくすことに伴って何か財政的なことなどで不利益というべきかどうかわかりませんが、何らかの財政的な変更があるというようなことがないのでしょうか。2点について、お聞きします。

川端委員長 答弁、お願いします。

古橋しあわせ創造部長 今の子育て支援センターにつきましては、住民さんから見ると、もう子育て支援センターということで親しまれておりますし、また実際的には緑ヶ丘保育所、いわゆる休所している保育所を活用して支援センター事業を行っているという位置づけでございました。委員、先ほどご指摘のように、子ども・子育て支援法が成立をしてその中で子育て支援センターにつきましては、地域子育て支援拠点事業として法的にも位置づけられているということもございまして、この新制度のスタートを契機に保育所から子育て支援センターに条例上も子育て支援センターに変更したいということもございまして、

それと、財政上の措置でございまして、私立の保育所の場合は運営補助金というものがございまして、公立保育所につきましては一般財源化されておまして、地方交付税算入となっております。地方交付税の算入につきましては、保育所の設置数等で算定はされておらないので財政上も影響はないと考えております。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

では、他に。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 まず、参考までに淡輪保育所、深日保育所、多奈川保育所の定員を定めていただいて

るんですけども、現在、保育所に入られている方の人数を教えてくださいというのが1点と、それとこの4条を削りっていうその理由がよくわからなくて、保育所に入所できる児童の入所基準は別に条例で定めるっていうその条例っていうのがあると思うんですけどもこれを削るっていう、その理由を教えてください。

川端委員長 答弁、お願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 各保育所の3月2日時点での児童数でございます。

淡輪保育所113名、深日保育所32名、多奈川保育所19名、合計164名でございます。

古橋しあわせ創造部長 現行の入所基準を定めております第4条でございますが、現在につきましては、児童福祉法の24条1項の規定で入所基準については条例で定めなさいという規定がございます。それに基づいて、後にご審議いただきます保育に関する条例を廃止するというところでございます。

その理由としましては、この入所の基準につきましては、子ども・子育て支援法に法律が移行をしまして、子ども・子育て支援法の中で支給要件として1号認定、2号認定、3号認定という認定基準に変わっております。また、その支援法の施行規則で支給要件、いわゆる入所の要件というのが定められておまして、変わった法律に基づいて今後判定をしていくということで今回この第4条を削っていると。また同時に、この4条で別の条例ということで委任をしております条例につきましても、廃止条例を提出させていただいているというところでございます。

川端委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 1つ目の質問をお聞きしまして、定員に達していないというのがわかりました。

以前に私の知り合いの方が保育所に入れたいということでゼロ歳児なんですけどね、入れたいということで淡輪の保育所に申し込んだところ、淡輪はゼロ歳児が一杯ですので深日保育所に回ってくださいという相談があったりとかして、淡輪の保育所の近くの方ですので、深日に回るのはどうかなという話をしたりとか、どうにかならんものかと相談をさせてもらった経緯もあつたりとかして、定員一杯一杯まで来てるのかなという認識はしていたんですけどそうではないということもお聞きしまして、160名の定員、淡輪保育所ってなっているんですけども、実際160名も入れへんような気がするんですが、そういうこれは条例上で160名って決めているだけであって、実際は160名も無理じゃないんかなと、このように思ってるんですけど実際の数に合わすことはできないです

か。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋しあわせ創造部長 淡輪保育所160名という定員、これは条例上の定員でございます。ただし、子ども一人当たりの、年齢児によって違いますけれども、一人当たりの必要面積というのは確保されております。理論上は入ると。ただし、実際の保育をする上において、危険性があつたりそういう場合も出てきます。ただ、今の現状の子どもの数からすれば入りきるというところでございます。

それとゼロ歳児の保育ですけれども、これは総定数160人で定めておりまして、現行それを下回っていると。ただ、保育につきましては各年齢児ごとに保育を行いますので、総数で見るとあいていても年齢児ごとになると入りきれない場合も想定されます。委員ご指摘の前のゼロ歳児の部分については、その部分かなどに思っておりまして、できるだけ安全が確保できれば受け入れはするように担当のほうも調整をしておるんですが、どうしても危険上の問題が出てきますと、そういうようお願いをする可能性も出てくるということでございます。

また、ゼロ歳児につきましては、4月1日は少ないんですけれども、だんだん月日がたつと増えていくということもございますので、その辺も考慮をして調整をしていきたいと思っております。

川端委員長 竹原委員よろしいですか。

どうぞ。

竹原委員 それと2つ目の第4条を削るというところで、ここに議案として提出された順番っていうのがこういうようになっているので仕方がないのかなと思いつつ、後で審議するものを先に可決するっていうのはどうかなどは思いつつ理解いたしましたので、納得いたしました。

川端委員長 よろしいですか。

竹原委員 はい

川端委員長 では、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。



まず、反対討論からですが。

中原委員 賛成です。

川端委員長 賛成ですか。

反対討論は、ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないですので、賛成討論、どうぞ。

中原委員、どうぞ。

中原委員 この岬町立緑ヶ丘保育所を卒園っていうのか、そういう方にとつたらもしかしたら名前がなくなってしまうということは寂しいことかなと思いつつ、現状の実態に応じた処置ということを重く見て賛同したいと思います。

新旧対照表で、先ほど竹原委員のほうで入所の基準がなぜ削られるのかという質問がありましたけれども、実際の運用については、ここでは入所の基準法第24条第1項の規定に基づき云々というところは削られますが、実際の運用としてはこの24条第1項を堅持して運用されるようにと求めて賛同したいと思います。

川端委員長 中原委員の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、続いて、採決を行います。

議案第27号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第27号は、本委員会において可決されました。

議案第28号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 第6期の介護保険料の見直しの時期に当たっておりまして、今回は非常に負担がどの階

層においてもふやされるということに残念ながらなってしまうという結果が示されたところであります。

大阪府下全体の状況はいかがか、府下の平均額がわかればお聞きをしたいと思うのと、それから岬町のこの保険料については、府下の中でどのあたりの順位に位置するのかといったことについてもお聞きをしておきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 各保険者とも現在、保険料については審議中でございまして、3月3日に調査した結果についてご報告をさせていただきます。

くすのき広域連合さんだけがまだそちらの数字を出されておられませんので、40団体ございます。平均値が5,660円です。最高が6,758円。最低が4,833円。岬町は26番目、40団体中、高いところから数えて26番目というところになっております。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 では、他の委員の皆さん質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論からです。

中原委員 はい。

川端委員長 反対討論ですか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 重い負担を課すという結果になって、非常に残念であります。担当課にとっても、もしかしたらそうかもわかりません。

ただいま、大阪府下全体の状況についてもお聞きをしましたが、どことも非常に厳しい負担をふやさざるを得ないというところが多いのかなという印象を受けております。岬町は3月3日の調査結果ということでありましたが、辛うじて真ん中より少し下ということかなと受けとめさせていただきました。今回の保険料算定に当たって、これまでためてきた基金全額を取り崩すという努力を岬町の介護保険の算定に当たってそういう努力もされながらの中でありますので、反対するには忍びないという思いもありますけれども、これ

は制度上の限界ということもありましょうが、やはり実際には重い負担がふやされるという状況を目の当たりにして賛同はできないと考える立場であります。

川端委員長 中原委員の反対討論が終わりました。

続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第28号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第28号は、本委員会において可決されました。

議案第29号「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 本件条例の一部改定ということですが、この対象になる事業所、岬町内にはどういったところがあるのか確認を改めてさせていただきたいと思います。

それから、委員会資料に概要が載せてあったかと思えますけれども。

81ページ。この中で幾つかお尋ねをしたいと思えます。新旧対照表も確認をさせていただいたんですが、81ページの第87条第1項というところと、それから87条の第2項第1号というところで、登録定員の数を緩和する。また、利用定員についても数を緩和するということかなとお見受けをいたしました。その今申し上げました、この第87条につきましては、この緩和が持ち込まれますと、やはり利用者にとっては不利益につながって

いくのではないかなと不安視するところがあるんですが、そこはいかがかということをお聞きしておきたいと思います。

川端委員長 そしたら、答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 岬町内の地域密着型サービス事業所は2カ所ございます。まず、小規模多機能型居宅介護につきましては、多奈川地区にひらりというところがございます。あと、認知症対応型共同生活介護、認知症のグループホームですが、淡輪にグループホームなぎさというところがあります。岬町では、この2カ所が地域密着型のサービスでございます。

それと、あと定員の小規模多機能型の定員の増加につきましてですが、今のところ岬町では待機がないんですが、もし待機があった場合に入れないというところになりますので定員がふえるっていうことはそれだけ入りやすくなるというところで望ましいかと思えますし、人員基準で3名につき一人介護職員がつくってということになっておりますので、人数がふえたからといって処遇が低下するということはないかと思えます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 今お聞かせいただいた、人数がふえるということにかかわってですけれども、入りたいけど入れないというような実態が現状ではあるのかどうか。その点について、お聞きをしたいと思います。

それから、もう一点お尋ねをするのですが、第137条のところで、介護報酬の代理受領要件を廃止というように概要版では書かれておりますが、新旧対照表で確認をさせていただきますと、利用者の同意という項目になっているんですね。それで、利用者の同意を得なければならないというのが現在ではその基準に基づいて運用をされていると。それを削除するということが新旧対照表ではお見受けできるのですが、これは余りよくないことじゃないかなって思うんですけど、そうでもないんですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 第1点目につきまして、今は待ちがあるかということですが、待ちはございません。定員に満たしていませんので、町内どこのデイサービスでも待ちはございません。こちらの小規模多機能でも、待ちがございません。

137条関連なんですけど、有料老人ホームに該当するのですが、有料老人ホームの場合に利用者、あるいは家族の同意書がなければ国保連合会に請求できないという他の制度とは違うというところがございます、それが大変な手間になる、利用者とか家族さんもそ

ういった余計な書類は書かないといけないということがありますので、重要事項説明書と契約書をもって他のサービスと同じように請求できるっていうことで簡素化が図れたというところでございます。

川端委員長 中原委員、どうぞ。

中原委員 今、同意の必要について削除するということについては、これは今、ご答弁いただいたことと言いますと、利用者とか家族も希望するところであると受けとめていいということなんですね。

川端委員長 答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 介護されている方にとっては、いろんな書類をたくさん作る、ましてや、請求のための書類までいちいち同意を得ないといけないというのは非常に負担がかかるということで、形だけの書類はなくしていこうということで今回なくなったと聞いております。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

では他に委員の皆さん、質疑ございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論、ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第29号「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第29号は本委員会において可決されました。

議案第30号「岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 委員会資料97ページのこれについても概要をご準備いただいておりますので、その中でお尋ねしたいことがございます。第48条第1項と第2項で、これについても先ほどと同じく利用登録定員だとか、利用定員が緩和されるということが変わる内容として認められるわけですが、それについても先ほどと同じように利用者にとっては不利益にならないという理解でいいのかどうかということが1点お聞きしたいのと、それから第67条で、外部評価を廃止するということがありますけれども、この外部評価を廃止する理由等についてお聞きをしておけたらと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 まず、第48条関連ですが、先ほどの小規模多機能型居宅介護と同じで、こちらは予防の分なんですけど、定員がふえることによって待ちがある場合に待ちが減らされるということで、先ほどと同じ理由で利用者にはメリットがあることだと思います。

それと、外部評価なんですけど、小規模多機能型居宅介護について、これまで外部評価、外部機関が評価するっていうことが義務づけられておりました。事業者にとっては費用と時間がかかってかなり手間だということで、本来の介護サービスに従事する以上に手間がかかるということで非常に評判が悪いものでございました。これにとってかわって、市町村職員が入りました委員会を設けて事業を評価しなさいよという方針に変わって、そのかわりに外部評価を廃止していこうということで制度自身を変えていこうというところでございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

では、他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないですか。

討論、されます。

田島委員 討論しときます。賛成しときます。

川端委員長 田島委員、賛成討論をどうぞ。

田島委員 ずっとこの介護サービス等々の部分についての条例改正ですね、この部分については私も避けて通れない、お世話にならなければならない事業ですので、またそして、これ条例改正しないと前へ進めない事業でございますので、やはりこれから出発するのに最初から歯どめを掛けるわけにはいけないということで、大変担当課も知恵を絞って条例制定の部分についてよく頑張っていたりとかように思いますので、一旦出発しないと、これはいいのか悪いかわからないということですので、あえて反対する要素もないということで賛成はいたしますんですけども、また出発した経緯の中でどうも都合が悪くなれば、これ条例ですので改正もできますので、とりあえず出発していただいて住民のために、また私どもが利用する施設ですので、こういう事業をまず進めた上で悪いところは悪いでまたいろいろ検討できますので、今回はこの関係条例等については賛成の意見を述べたいと、かように思います。

川端委員長 田島委員の賛成討論が終わりました。

他に、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第30号「岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第30号は、本委員会において可決されました。

議案第35号「岬町保育所における保育に関する条例を廃止する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第35号「岬町保育所における保育に関する条例を廃止する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第35号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案16件については、全て議了しました。

中原委員 ごめんなさい。資料の提出を本会議で求めておりました、きちんとそれについてはいただいておりますので、そのことをお礼申し上げたいと思います。今後の参考にさせていただきます。

川端委員長 本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後4時09分 閉会)



以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年3月11日

岬町議会

委員長 川 端 啓 子